

展示の刹

ハンセン病をめぐる
国立療養所園内施設の現在

阿部安成

Yasunari Abe

滋賀大学 経済学部 / 教授

2017年7月1日に国立ハンセン病資料館映像ホール（東京都東村山市）を会場として開催された同館2017年度春季企画展「ハンセン病博物館へようこそ」付帯事業「ハンセン病博物館へようこそ」各館活動報告会（以下、活動報告会、と略記する）は、「ハンセン病博物館」13施設から登壇した13名による活動報告を聞く、稀有な、そして意義が深い機会となった¹⁾。

同展開催（4月29日～7月30日）のさなかに、『毎日新聞』（2017年5月9日朝刊）は「隔離政策など後世に」「ハンセン病伝承療養所で」の見出し記事で、「全国の国立ハンセン病療養所で、資料館を開設する動きが広がっている」と報じた（署名山本有紀）。この記事で、「入所者の高齢化が進む中、国の隔離政策や療養所の歴史を後世に伝える目的で、全国13カ所の療養所のうち10カ所に隣接するなどして設置され、残り3カ所でも計画が進む」と指摘されたその「残り3カ所」のひとつが国立療養所大島青松園（香川県高松市。以下、療養所名の「国立療養所」は省く）で、同園では確かに記事が指摘したとおり、この時期に「資料館を開設する〔中略——引用者による。以下同〕計画が進んでいた（残る2カ所が青森県青森市にある松丘保養園と鹿児島県奄美市の奄美和光園）。

わたしがさきの活動報告会フロアにいたいと強く望んだきっかけが、大島青松園での「社会交流

1) 同展と活動報告会への批評に、阿部安成「「具体的なイメージにふれるこの機会を、実際に各館を訪れてみるきっかけに」という企画—国立ハンセン病資料館2017年度春季企画展「ハンセン病博物館へようこそ」と同展付帯事業「ハンセン病博物館へようこそ」各館活動報告会に寄せたノート」（『滋賀大学経済学部研究年報』第24巻、2017年11月）がある。

会館」の準備にあった（以下各園の同様施設はおおよそ「 」をつけずにそれぞれの名称を記す）。同園ではかつての居住区だった23寮と24寮を改築して社会交流会館とする予定で、その一部がすでに瀬戸内国際芸術祭2016秋期にあわせて、カフェ・シヨルとして使い始められ、同館の「プレオープン」が10月30日に在園者たちによって祝われていた²⁾。

2016年12月27日に大島を訪ねたときに、国立療養所大島青松園協定会(自治会)(以下、自治会、と略記) 会長から展示準備への助力が求められ、それを引きうけることとした。年が明けて2017年1月は、例年になく量と回数の積雪となり(彦根で41cmを観測、京都新聞WEB版2017年1月15日22時15分配信、同年11月13日閲覧)、鉄道への影響があったため2回も訪島予定を延期せざるを得ず、2月には関係者の入院により協議の機会がもてず、3月21日になってようやく自治会役員と懇談することができた。

大島青松園社会交流会館での展示を準備するにあたってまず、面識がある3名の学芸員に相談をした。園とのかかわりをどのようにするか、展示方針をどのようにたてるとよいかについて、そのうち2名から即答があり、そのひとりからは、館の理念や方針をはっきりとさせることが重要との助言を得た。

そこでまずは、すでに開設されたハンセン病をめぐる国立療養所の園内施設の理念、目的、方針、役割などを、情報を得やすい、それぞれのホーム

ページ(以下、HP)をとおしてみよう(とくにことわらない各園HPの閲覧年月日は2017年10月26日)。

II

2004年開館とそのHPに記された長島愛生園歴史館(岡山県瀬戸内市)は³⁾、HPに園長名による「ごあいさつ」を掲示し、園とハンセン病をめぐる歴史のおおよそを記したうえで、「ハンセン病に対する理解は格段に向上しましたが、社会的弱者に対する偏見・差別はなお根強いものがあります。／偏見・差別のない世界をつくりあげていくために、ハンセン病の歴史から学ぶことはたくさんあると思います。長島愛生園歴史館がその一助となれば幸いです」と同館の可能性を説いた。

このHPには、同館の「沿革」も示されている——「長島愛生園歴史館は長島愛生園と長島愛生園入所者自治会からなる運営委員会と、公益財団法人日本科学技術振興財団、ハンセンボランティアゆいの会の協力のもと運営されています」——園と自治会による運営委員会があり、外部者の「協力」を得ながら運営しているとのこと(公益財団法人日本科学技術振興財団は「運営」にあたっているのか「協力」しているていどなのか不明)。同HPは言葉少なだが、ゆいの会による活動としてはいま、たとえば「十坪住宅」の保存が目指されている⁴⁾。

またおそらく同館が牽引する同園の活動として、

2) 10月28日には同館「管理部門が完成し、記念式典が開催された」とのこと。このときの「オープン」は「多目的ホール、休憩室、それに第二面会人宿泊所にあった「カフェ・シヨル」(『大島—せいしょう君だより』国立療養所大島青松園広報誌第1号、2017年3月。同誌は同園HPで閲覧可。2018年1月21日閲覧)。

3) 同館の開館年はそのHPによる。国立ハンセン病資料館2017年度春季企画展図録(同館編集発行、2017年)には「2003(平成15)年」と記されている。これについては後述。

4) 「十坪住宅を保存しよう／ハンセン病療養所の／世界遺産登録運動第1弾」と記された3つ折りリーフレットがある(2016年4月第2刷)。それによると「ゆいの会」とは、ハンセン病療養所入所者との交流や、ハンセン病問題の普及啓発を行うボランティア団体で「毎年1回養成講座を実施し、講座を修了した登録会員が、歴史館案内ボランティア、入所者との交流ボランティアなどさまざまな活動をしてい」て「保存が必要な施設は十坪住宅だけではありません。ゆいの会では、ほかの歴史的遺産についても保存活動を検討しています。／また、シンポジウムやフィールドワークを開催し、世界遺産登録運動を盛り上げていきたいと考えて」いるとのこと。

瀬戸内3園（ほかに邑久光明園と大島青松園）の世界遺産登録化が知られている。わたしはこれについては、世界規模での認知につながる可能性をもつ運動として着目するよりは、この企画をめぐって（おそらく同館学芸員の尽力によって）実現してゆく地元の自治体や団体などと長島愛生園との連携を評価すべきだとおもう⁵⁾。同館は、国立療養所内につくられてゆく史料の収集、保存、展示などをひとつの業務としておこなう施設の先駆けであり、しかしその名称は後続する園内施設に継がれることなく、いまのところ「歴史館」と名づけられた唯一の国立療養所園内施設である。べつにいえば、「社会」や「交流」の語がその名称につけられなかった数少ない施設でありながら、同館の活動は、じつに療養所でおこなわれる「社会交流」の範であると仰ぎみるにふさわしい展開を遂げてきたと評価し得るのである⁶⁾。国立療養所の園内施設がどのように「社会」と「交流」できるのか、その施設をとおして「社会」が療養所とどのように「交流」しようとするのか、そのためにはなにが必要なのか、をめぐって同館の活動歴はこれからさきも参照されてゆくべき手本だとおもう。

2006年には、駿河療養所（静岡県御殿場市）にふれあいセンターが（同所HP）、東北新生園（宮城県登米市）にしんせい資料館が（同園HP）、開設された。前者のHPをみると同センターの紹介が、「ハンセン病について、「正しい知識と理解をもつこと」「そして私達とふれあうこと」を目的としています。1階には、駿河療養所の歴史パネル等がある展示室、OA機器を使用しながら60名程度で会議・研修の出来る講義室があり、2階12名、3階36名の宿泊が可能となっています」と記されている。「ハンセン病について、「正しい知識と理解をもつ

こと」とは、厚生労働省が2006年にはそのHPをとおして発信していたパンフレット「わたしたちができること—ハンセン病を知り、偏見や差別をなくそう」に記されていた「ハンセン病について、正しい知識と理解を持つこと」の転載だといってよい⁷⁾。

同センターがかかげる目的のひとつである「正しい知識と理解」についてはこのあとでとりあげる論点とするとして（論点①「正しい知識と理解」）、ここでは目的のもうひとつである「私達とふれあうこと」というときの「私達」とはだれなのか、と問うておこう。同センターHPの「ふれあいセンター詳細」のページには、「開館及び閉館のお知らせ」のところに「担当：庶務係長」と記されている。その職員はまた、「入館及び見学、パネルの貸し出し等のお問い合わせは下記までお願いします」と注意書きされたその宛て先でもある。だからといって、「私達」が「庶務係職員というわけではないだろう。療養所をめぐる「私達」とは、それがだれなのか明示しなくてもわかるほど自明のことからなのだろうか。現在あるハンセン病をめぐる国立療養所内の施設として唯一「ふれあい」の語がついていながら、だれとだれが「ふれあう」のかを同所は明瞭に示していないのだ。「ふれあう」「私達」とはだれとだれなのか、これもまたあとで論じるとしよう（論点②「私達」）。

後者の東北新生園はそのHPの「沿革」のページでしんせい資料館の開設年月日を示し、「園長挨拶」のページで5葉の写真とともに園長みづから同園の資料館を説明している——「平成18〔2006〕年6月には隔離政策の実態や療養所の暮らしぶりを紹介する文書や写真、生活用品を集めた「しんせい資料館」をオープンしました。／今後はさらに、さくらホールやパークゴルフ場なども活

5) ここにいう連携については、さきにふれた活動報告会において同館学芸員が報告した（前掲阿部「具体的なイメージにふれるこの機会を、実際に各館を訪れてみるきっかけに」という企図」を参照）。2017年11月14日にはこの世界遺産登録を目指すNPO法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会の設立総会が開かれた（『朝日新聞』同年11月15日朝刊）。

6) 同園でおこなわれている見学についても、前掲阿部「具体的なイメージにふれるこの機会を、実際に各館を訪れてみるきっかけに」という企図」を参照。

7) 同パンフレットで想定されている「わたしたち」とは「中学生」である。

用して地域交流を図っていきたいと考えております」とのこと。「多目的会館」という「さくらホール」がどういう施設なのかHPではわからない。「ゴルフ場」を「活用して地域交流を図る」とは、当然のこと、ゴルフをするということか(正確には「パークゴルフ」だが)。

東北新生園HPにかかげられた同園の資料館情報はさきに記したところだけであるものの、そのHPのトップページには、「視察ツアーのご案内」という見出しがあった。見学の案内かとおもいそこをクリックすると、「1. 概要／国立療養所東北新生園(以下「当園」という。)に、現在勤務することを検討されている医師やハンセン病療養所に関心にある医師とその家族を対象に「当園の視察ツアー」の参加者を募集しています」とのことだった。つづけて、「園内施設見学と合わせて、平泉や松島も観光してみてください。日程やツアーのルートにつきましては、できる限り参加者のご希望に添うよう調整いたしますので、お気軽にお問い合わせください」との歓待があるようなのだ。さらに「3. 視察(ツアー)の内容」には、「参加者の希望等に応じて調整します」としたうえで、「ツアー例」が示されていた——「①第1日目 園長の講話(約1時間)、施設内見学(約1時間)、宿舎見学／②第2日目 市内施設等の案内(市役所、校区学校、主なショッピングの場所等)、平泉観光／③第3日目 松島観光」と、2泊3日の視察ツアーのうち、初日の2時間あまりを療養所内で過ごしたのちは、「市内施設等の案内」をふくめた平泉と松島の「観光」ができるというのだ。さらにさらに「4. 視察ツアーの費用」には、「ツアーの費用は、2泊3日程度の医師及び家族(合計4名程度まで)の旅費について、当園で負担します」(!)とも添えられているのだ。この「旅費」

には、住地から同園までの交通費も入っているのだろうか。夫婦ふたりに子どもふたり、または、夫婦ふたりにその親ふたり、いや医師ひとりにその親ふたりとさらにその親ひとりでの「平泉観光」「松島観光」ができるのだ(同居の「家族」に限定されてはいない)。

なお同園HPでは、「東北新生園入所者自治会(楓会)発行の機関誌「新生」」がPDFで閲覧できる。しんせい資料館開設時のようすを報せる稿があるか閲覧しようとしたところ、あたらしい号から2010年12月発行第62巻第4号までの遡及掲載にとどまっていた。療養所のHPは厚生労働省のネットワークと連動していて、なかなか使いづらさがあると聞いたことがある。そのために遡及掲載に制限があるのかもしれないが、こうした逐次刊行物のウェブ公開は重要な試みなので、よりいっそうの充実を願う。

Ⅲ

菊池恵楓園(熊本県合志市)HPの「社会交流会館／(歴史資料館)」のページはとても簡素ながら、そこには、「社会交流会館(歴史資料館)の理念」がかかげられている。

社会交流会館(歴史資料館)は以下の目的を達成するために運営されています。／① ハンセン病に関する正しい知識の普及による差別の解消／② 患者及び家族の名誉回復／③ ①、②を達成した成果、或いはその過程を社会に提示することにより、ハンセン病を含む様々な偏見・差別についてもその解決を促す

とのこと。

同HPにはほかには、4葉の写真とともに「展示内

容」や「開館時間」などが示されているにすぎない。すでにべつな稿にも書いたとおり、理念の③としてあげられた、「①、②を達成した成果」がどう展示されているのかが気になる。「①ハンセン病に関する正しい知識の普及による差別の解消」であれ、「②患者及び家族の名誉回復」であれ、「達成した成果」といい得るほどの状況があるのだろうか、また、それは、なにを、どのようにしてはかり得る到達なのだろうか、さらには、それを、どう展示しているのだろうか。

同園が発行(?)した「菊池恵楓園／入所者自治会小史／しおり」と題されたリーフレット(初版2001年、三版2008年)の「恵楓園年表」には、2007年の項目に「社会交流会館(歴史資料館)開館」とみえる(さきの『毎日新聞』記事では「06年歴史資料館 菊池恵楓園」)。

すでに前年に東北新生園に「資料館」の名をもつ園内施設が開館していたところに、こんどはここに、括弧つきながら「歴史資料館」の名称を「社会交流会館」の名にくわえた、あるいは並記した園内施設が設置されたのである。

栗生楽泉園(群馬県吾妻郡)HPでは、同園社会交流会館の開館を2008年のことと示し、同館を「次のような目的をもった一般開放型の施設」だという。その「目的」とは、「1. 入所者の方々と一般社会にある人々との交流の場を目指しています。／2. かつて草津町にあったハンセン病患者の居住地区(湯之沢集落)の歴史や栗生楽泉園開園後の歴史とそこに暮らすハンセン病患者の生活の様子を中心に資料の展示を行い、一般の方々が、広くハンセン病について視覚的に学ぶことのできる学習の場を目指しています」——との諸点にあると

いう。

いまのところ同館は、その名にある「社会」「交流」を館の目的として明確に公表している唯一の施設である。その名称にみあい、「交流の場」であることを第1にかかげている。ただ、「入所者の方々と一般社会にある人々」との表現が妙に不均衡(方々／人々)で、なんとも落ちつきが悪い。「入所者」とは、いわゆる回復者であり、職員でも医師でも看護師でもないということだ。またここは、「一般の方々がハンセン病について学ぶ「学習の場」を「目指してい」との当為をあらわし、しかもそれは「視覚的」であることを要するとみせている。

星塚敬愛園(鹿児島県鹿屋市)の社会交流会館HPには園長名による同館の紹介文がみえる。

社会交流会館～星塚の歴史～／社会交流会館では、星塚敬愛園の歴史を展示しています。／日本で、そしてこの地で何が行われてきたのかを、その時代々の人々の日々の営みを通じて、学んでいただければ幸いです。日本におけるハンセン病は「負の遺産」がほとんどです。その中にあっても一人ひとりが懸命に生きたあかしがここにあります。／病気による差別の歴史が繰り返されないためにも、これらの展示を心に刻んでいただきたいと思います。

——この文章からは、同館が「星塚敬愛園の歴史を展示してい」ところで、その「展示を心に刻む」ことで「病気による差別の歴史が繰り返されない」ように願う同園園長の心情はわかる。けれども、なぜ歴史館や資料館ではない「社会交流会館」なのかの説明はなく、同園HPをみても同館の展示のようすと、「入所者による講演などを行」う「エントランスホール」があることは示されているが、この館

をとおしてどういった「社会交流」をおこなっているのか、おこなおうとするのかはわからない。同館はおもに「学」ぶ場なのだろう。では、なにを。

それはひとつに、「負の遺産」であり、それとの対照となるもうひとつが、「生きたあかし」である。「日本におけるハンセン病は「負の遺産」がほとんどです」という言葉足らずでいくらかおかしな文(日本におけるハンセン病の歴史は、そのほとんどが「負の遺産」としていまに継がれています、とか、日本におけるハンセン病をめぐる過去はいま、そのほとんどが「負の遺産」となっています、とかではないのか)が指し示す事態の、「その中であつても一人ひとりが懸命に生きたあかしがここにあ」るので(同館内にあるということか、「ここ」とはどこか?)、それを観覧せよ、ということなのだろう。

この「負の遺産」と「生きたあかし」については、あとでまた論じるとしよう(論点③「負の遺産」、論点④「生きたあかし」)。

沖縄愛楽園(沖縄県名護市)のHPには、「園内情報」「行事活動」「園内特集」の見出しがたっているが、そのどこにも沖縄愛楽園交流会館の記事はない。同館HPへのリンクもない。たとえばGoogleで「沖縄愛楽園交流会館」を検索すると、その筆頭に「沖縄愛楽園交流会館-ホーム | Facebook」が表示され、「ページ情報」をクリックして、さらに「その他の連絡先情報」にある「<http://www.yybb.jp/~airakuen>」をクリックすると、「沖縄愛楽園自治会」のHPに移る。トップページには、「ようこそ、沖縄愛楽園自治会のホームページへ。／交流会館の開館・休館・イベント等については右部のFacebookリンク先よりアクセスしご確認ください」と、同館についての情報も掲載されている(その「右

部」のしたには「沖縄愛楽園ホームページ」もあり、クリックすると「Not Found」と表示されてしまう。2017年11月12日閲覧)。同会HPには、「トップページ」「紹介・沿革」「将来構想」「書籍紹介」「施設見学・訪問」「アクセス・イベント」があるものの、どこをみても同館の説明はなく、その理念や目的や沿革などはわからない。「将来構想」をクリックすると、「名護市による「沖縄愛楽園将来構想の策定」」の見出しがあり、表紙から奥付までのあいだに5章立ての本文がPDFでみられるようになってはいるはずなのだが、どれも「Not Found」だった。

ほかの園の同様施設が「社会交流会館」となっている館名に対して同園のそれがなぜ「交流会館」であつて「社会」の語がないのか、同館の経緯や運営はどのようになっているのかについて、インターネット上にその情報はあがっていない⁸⁾。

同園HPからはわからない交流会館の開館年は、さきの『毎日新聞』によると2015年のこと。

IV

邑久光明園(岡山県瀬戸内市)HPの「社会交流会館資料展示室」のページは、これまたとても簡素で、「資料展示室では、邑久光明園とハンセン病に関する歴史資料の数々を展示しています。／差別や偏見のない社会を築くために、一人でも多くの方が歴史の真実を知り、周囲の方々に伝えていかれることを願っています」との4行の文章と、5葉の写真に、「資料展示室のご紹介」と題された図(同館内にある3つ折りリーフレットと同一。このリーフレットにも沿革記載なし)などがあるていどで、沿革や目的が明示されているわけではない。

⁸⁾ さきにふれた活動報告会で同館学芸員は同館の設立経緯や特色をていねいに説いた(前掲阿部「具体的なイメージにふれるこの機会を、実際に各館を訪れてみるきっかけに」という企図を参照)。そこで配布された資料(2つ折り4ページ)には「設立経緯」として、「2015年3月 交流会館プレ・オープン」「2015年6月 交流会館グランド・オープン」の記載がある。ただし「交流会館」という名称についての説明はなかった。

資料展示室は、「エントランス」「社会交流スペース」「ヒストリーゾーン」「療養所の暮らしゾーン」の4つに区切られ、順に、「明るいエントランスホールで、邑久光明園のキャラクター「こみよたん」が、皆さまをお迎えます」(この「キャラクター」は着ぐるみではなく、不二家のペコちゃんの体)、「来館者と入所者とのふれあいを演出するスペースです。入所者による手芸や陶芸などの作品や、かつて園内で使っていた生活用具なども展示しています。また盲人会の楽団「クローバー楽団」の演奏を聴くこともできます」(「演出する」の語が指し示す内容がわからない。この「ふれあい」は常時実体験できるわけではなさそう。だから「演出」か?わたしの訪館時は「演奏を聴くこともできる」はずのプレイヤーは電源がオフになっていた、これも「演出」か?)、「邑久光明園とハンセン病の歴史を、資料展示室の壁面を3面使ってわかりやすく紹介するゾーンです。外島保養院としての誕生から、長島への移転、邑久長島大橋の開通や「らい予防法」廃止への活動などの情報を、実物を交えて展示しています」、「外島保養院と邑久光明園の2つのジオラマ複製と映像により、療養所の暮らしを紹介するゾーンです。映像では「邑久光明園のあゆみ」を伝えるガイドダンス映像と、入所者による療養生活の証言を視聴できます」との説明が図示されている⁹⁾。

なお、「ジオラマ」とは仮に「実際に風景に似せて小型模型を配したもの」(『広辞苑』第6版)とすると、「ジオラマ複製」とは模型の複製なのか?

同園HPには記載がなかった社会交流会館の開館について、やはりさきの『毎日新聞』をみると、2016年との記載がある。

宮古南静園(沖縄県宮古市)HPの見出し「南静園について」をクリックすると、「ハンセン病歴史

資料館・人権啓発交流センター」のページに移り、その冒頭に「H28〔2016年〕.11.2、ハンセン病歴史資料館・人権啓発交流センターがプレオープンしました」との表記がある。このページにある「問合せ・連絡先」の住所と電話番号は、園のそれとおなじ。

同ページの「館内を見つめる」をクリックすると、「展示室」「証言の部屋」「監禁室」「図書室」「入園者作品」のかんたんな内容説明がある。ここでも同館の理念や目的や運営についてがわからない。

ここにあらためて、2001年のハンセン病国家賠償請求訴訟原告勝訴、同訴訟全国原告団協議会と国との基本合意書やハンセン病問題対策協議会における確認事項の公表を経て、そののち、ハンセン病をめぐる国立療養所内に外部から訪れるものをひとつの対象としてつくられた園内施設の名称と開館年を、列島でのその設置場所の北東から南西への順で示そう——東北新生園しんせい資料館(2006年)、栗生楽泉園社会交流会館(2008年)、駿河療養所ふれあいセンター(2006年)、邑久光明園社会交流会館(2016年)、長島愛生園歴史館(2004年)、大島青松園社会交流会館(2016年プレオープン)、菊池恵楓園社会交流会館(歴史資料館)(2006年)、星塚敬愛園社会交流会館(2014年)、沖縄愛楽園交流会館(2015年)、宮古南静園歴史資料館・人権啓発交流センター(2016年プレオープン)。

さきあげた10施設のうち、歴史や資料の語がある施設4、交流やふれあいの語がある施設8、となる。おおきく2つにわけられる療養所内施設の名称は、交流やふれあいの語が多用されているとの傾向がみえる。ハンセン病をめぐる社会状況が変化するかもしれない端緒がつくられたとき、その

9) 邑久光明園社会交流会館資料展示室についてはべつに論じる予定。

療養所内に設置された新規の施設は、おもに療養所内外の交流を目指し、そのとき、療養所の内から外へ発信する情報はその歴史において構成されつつあるといえよう。「社会交流」という名称での申請がうけ入れられやすかったとの言を聞くことがあるが、その当否はここではおく)

ただし、いまや情報検索道具としてもっとも簡便に用いられるであろうインターネットをとおして、国立療養所がその園内に設けた展示や交流などにかかわる施設をどのように説示しているのかをみると、あまり充分ではないようすがわかった。せめて開設の年次、理念、目的くらいは掲示しておくといよい。

ところで、2017年の時点で、ハンセン病をめぐる国立療養所は13か所ある。それらのうち、歴史展示や交流などを担う園内施設を備える療養所が8あり、それを準備中の療養所が4ある(プレオープンをふくむ)。8+4=12で、1か所たりない¹⁰⁾。それが多磨全生園(東京都東村山市)である。同園内には、正門をはいったところに、「全生園の隠れた史跡」案内板設置場所」と記されたおおきな金属板でつくられた同園全体の地図があり、そこに「1 監房跡」から「17 檜の木列」まで17の「史跡」の名称と場所が記されている。それぞれの「史跡」の場所にはまた、それぞれについての「案内板」がある(各「案内板」の文章を1つにまとめたリーフレットもある)。しかし、同園には歴史資料館も社会交流会館もなく、そうした園内施設を準備しているわけでもないようだ。同園についてはまたあとで述べよう。

¹⁰⁾ さきにみた『毎日新聞』(2017年5月9日朝刊)記事の「10か所」との記載はあいまいで正確さに欠ける。記事では「国立ハンセン病療養所に設置された資料館」として「国立ハンセン病資料館」と「重監房資料館」をあげ、他方で「多磨全生園(東京都隣)の「国立ハンセン病資料館」と、栗生楽泉園隣の「重監房資料館」との記述もある。これら2資料館は「療養

1996年と2001年というハンセン病をめぐる歴史におおきな区切りがおかれたそののちの時代に、国が設置したハンセン病にかかわる施設として、国立ハンセン病資料館(2007年リニューアルオープン)と重監房資料館(2014年開館、群馬県吾妻郡)がある。どちらも館名に「資料」の語がある。これら2館の理念や目的をみよう。

前者はそのHPのトップページで、「ハンセン病資料館は、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図ることを目的としています」と明示している。他方でまた「当館について」の見出しをクリックすると、「目的・理念・求められる資料館像・機能」が記してある。順にみよう。

目的／「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」前文および第1条(趣旨)、第11条(名誉回復等)、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第18条(名誉の回復及び死没者の追悼)に基づき、国が実施する普及啓発活動の一環として、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発による偏見・差別の解消及び患者・元患者の名誉回復を図る。

——ここでは存立の根拠となる法令などが明示され、(1)ハンセン病とそれへの対策の歴史についての「知識の普及啓発」、(2)それによる「偏見・差別の解消」と、(3)「患者・元患者の名誉回復」との目的が提示されている。

理念／・ハンセン病資料館は、ハンセン病に関

所に設置された」のかその「隣」なのかが記事では不明瞭。正しくは「隣」。また「国立ハンセン病療養所」を正式名称とする療養所はない。

する知識の普及や理解の促進に努めます／・ハンセン病資料館は、ハンセン病にまつわる偏見や差別、排除の解消に努めます／・ハンセン病資料館は、ハンセン病に対する、古代以来の長年にわたる偏見・差別、とりわけ誤った隔離政策の歴史に学び、苦難や被害を被った人々の体験と、これらに立ち向かった姿を示します／・ハンセン病資料館は、ハンセン病にまつわる苦難や被害を被った人々の名誉回復を目指し、人権尊重の精神を養うことに努めます／・ハンセン病資料館は、ハンセン病にまつわる苦難や被害を被った人々と社会との共生の実現に努めます

——研究助成の申請でもしばしばみられるとおり、目的、理念、課題の区別がつきがたいばあいがあり、国立ハンセン病資料館がかかげるその「目的」と「理念」はかさなりあっていて、そこから後者での強調点がかがえる。それは、ハンセン病にかかわる「苦難や被害」にとどまらず、それらに「立ち向かった姿」をも示すことと、そうした「苦難や被害を被った人々と社会との共生の実現」に努めるということだ（「人々」と「社会」とが「共生」するとは落ちつきの悪い文辞だ。もとより、ここにいう「社会」とは療養所在住者が用いる意味でのそれだとしても）。

こうした「目的」と「理念」をかかげた施設が、「求められる資料館像」をみずから提示する。

求められる資料館像／・普及啓発の拠点／ハンセン病に関する中核施設として、各療養所と連携を図りながら、ハンセン病についての医学的知識・治療の歴史・患者・元患者に対する偏見・差別の歴史、その苦難の体験についての情報を社会に示し、ハンセン病への理解を促進する。そして、それをもとに来館者が人権等の問題

について考える場を提供する。／・情報の拠点／ハンセン病に関するあらゆる情報を受信・集積し、後世に継承するとともに、同様の取り組みを実施している国内外の関連組織との連携を図り、広く世界へ発信する。／・交流の拠点／資料館において語り部や患者・元患者との交流を促進する。

——第1にいう「普及啓発の拠点」では、なにを「普及」させるのか、なにによって「啓発」されるのか、なにを啓き、発す、のかといえ、それは第2にいう「情報」となるはずで、さらに、「資料館」という名称ではあっても、そこを「拠点」として「交流」をすすめるということなのだろう。「語り部や患者・元患者」とだれが「交流」するのかといえ、それが「社会」ということだ。

ではその「機能」といって、

・教育啓発機能／資料の収集保存や調査研究活動等^(ママ)によって得られた成果を、教育啓発を通じて一般に示し、ハンセン病に関する理解促進と偏見・差別・排除の解消を目指す。／・展示機能／教育啓発機能と同様に、資料を収集保存し調査研究活動を行い、その結果得られた成果を展示を通じて公開し、ハンセン病に関する理解促進と偏見・差別・排除の解消を目指す。／・収集保存機能／資料の散逸を防ぎ、適切な形で後世に継承するため、ハンセン病に関わる資料を収集、保存する。／・調査研究機能／ハンセン病に関わるさまざまな調査研究を行い、教育啓発や展示活動等、資料館活動に有効なものとする。／・情報センター機能／ハンセン病に関わる情報の受発信と集積を行うとともに、全国の関連機関との連携を図る。／・管理サービス機能／円滑な資料館運営を行うとともに、

利用者の利便性を図る活動を実施する。／・企画調整機能／館内の各活動を円滑に行うための連絡調整や、全国の関連機関との連携促進、資料館の存在・その意義を認知させるための活動を行う。

——ここにあげられた7項目の「機能」は、おおよそ、第7の項目が第6のそれを支え、第6が第5を支え、と順に積みあげられ、全体として第1の「教育啓発」を支える仕組みをとおして、館運営がおこなわれるよう設計されているとみえる。「調査研究機能」をもつ施設とはいえ、それはあくまで、「教育啓発や展示活動等、資料館活動に有効なもの」であるかぎり認められるのであって、「調査研究」を至上の活動とするわけではないとの姿勢をとっているのだろう。

こうしてつくられた国立ハンセン病資料館の展示については、べつにじっくりと議論することとして、ここでは、常設展示の概要を同館がどうとらえているのかをみておこう。常設展示はおもに、展示室1「歴史展示」、展示室2「癩療養所」、展示室3「生き抜いた証」からなる。

展示室1の「趣旨」は、「病気についての簡潔な説明を導入展示として設置し、続けて日本における古代から現代までのハンセン病の歴史を、通史的に追う。常設展示の中心である展示室2「癩療養所」、および3「生き抜いた証」を見るための前提として、歴史的経緯の把握を目指すための展示と位置づけている」とのこと。ここにいう「通史的」とは、歴史研究者にとっては自明かもしれないが、目や耳に慣れないひとのために、『広辞苑』（第6版）が説くところを載せておこう——「歴史記述法の一様式。一時代または一地域・一分野などに限った特殊史に対し、歴史の全体を通観した総合的

記述」——「総合的」であるかどうかはともかくも、「通観した」という点で共有されている歴史記述といえる。

おなじく展示室2——「化学療法開発以前の時代を中心に、患者にとって療養所の中でのくらしがどれほど苦しいものであったかを示す。発病してから入所するまでの絶望と、入所後に療養所で生きていく中での絶望とを展示している。療養所および所内での生活を成り立たせてきた各要素でコーナーを構成し、雑居部屋や「重監房」の一室の原寸再現も展示している」。

展示室3——「苦しい状況にあったからこそ自らの生きる意味を探り見いだしてきた、患者・回復者の力強い姿を示す。それらを表すものとして、患者運動の成果、創作活動、治る時代のリハビリテーションなどを取り上げている。また全国42人の回復者・関係者による、主に自身の人生について語っていただいたお話を聞くことができるビデオブース(証言コーナー)を設けている」。

そして同館では「おわりに」として、「当館の展示は一度ですべてを見終わることは難しいかもしれませんが。／何度も繰り返し、心にとまったところを中心にご覧いただければと思います。／この館を通じて、病気がその人の姿かたちをどのように変えようとも、人は皆、侵すことのできない永久の権利をもっていること、人は皆、人を敬い、いつくしむ心をもっていること、そして「私は人を尊び、思いやる心をもっているだろうか」とご自身の心に問いかける一助となることを願っております」と展示観覧者やHP閲覧者にうたっている。

国が設置したハンセン病をめぐる施設の第2である重監房資料館のHPをみると、「当館のご案内」、「重監房のあらましと当館の目的」のもとで、まず「重監房とは」を、「群馬県草津町にある国立療養所栗生楽泉園の敷地内にかつてあった、ハンセン病患者を対象とした懲罰用の建物で、正式名称を「特別病室」といいました。／しかし、「病室」とは名ばかりで、実際には患者への治療は行われず、「患者を重罰に処すための監房」として使用されていました」とその特異性を説き、つぎに「重監房のあらまし」を、

ハンセン病隔離政策の中で、多くの患者が入所を強制されたこともあり、患者の逃亡や反抗もひんばんにおきました。このため、各ハンセン病療養所には、戦前に監禁所が作られ、「監房」と呼ばれていましたが、この特別病室は、それよりも重い罰を与えたという意味で通称「重監房」と言われています。／重監房は、昭和13年(1938年)に建てられ、昭和22年(1947年)まで使われていました。このおよそ9年間に、特に反抗的とされた延べ93名のハンセン病患者が入室と称して収監され、そのうち23名が亡くなったと言われています。60年以上を経た現在、この建物は基礎部分を残すのみとなっています。監房への収監は、各療養所長の判断で行われていました。これは、ハンセン病療養所の所長に所内の秩序維持を目的とする「懲戒検束権」という患者を処罰する権限が与えられていたからです。正式な裁判によるものではなく、収監された患者の人権は完全に無視されていました。

——と、その名称と設置の由来と問題性をまとめ

ている。

では、「重監房資料館の目的」というと、それは、「重監房(特別病室)の収監に関しては、その運用や手続きなど未だに不明な点が多くあります。重監房資料館は、こうした重監房とハンセン病問題に関する資料の収集・保存と調査・研究の成果を発表することにより、人の命の大切さを学び、広くハンセン病問題への理解を促すことで、ハンセン病をめぐる差別と偏見の解消を目指す活動をしています」とのこと。また「理念」は、「当館は、重監房(特別病室)の負の遺産を後世に伝え、ハンセン病をめぐる偏見・差別と排除の解消をめざす普及啓発の拠点として、人権尊重の精神を育みます」と示されている。

重監房資料館HPでは、「求められる施設像」もみずからみせ、それは——

- ①重監房及びハンセン病に関する情報や知識を普及啓発する拠点施設。
- ②重監房での過酷な歴史や悲惨な出来事を、想像力をはたらかせながら体感することができ、その苛酷さ・悲惨さが伝わる施設。
- ③年間を通じて開館し、将来にわたって活動を継続できる施設。
- ④重監房に関する資料を収集・展示・保存できる施設。
- ⑤誰もが利用でき、入所者の方々と交流できる施設。
- ⑥地域の方々がかかわり、世代を超えて支えられる施設。

——「求められる施設像」というとき、ここに重監房資料館がみずから示した「施設像」はだれが「求め」ているのだろうか。「重監房及びハンセン病に関する情報や知識を普及啓発する拠点施設」が

あるといいなあ、とおもっただれかが確かにいただろうが、そうした拠点施設を設けるとだれかが判断し決定したからこそ重監房資料館ができたのであって、設立計画のどこかで決められた目的や理念が、じつは、どこかで、だれかに「求められ」ているのだとみせられてしまうと、これでは自画自賛、我田引水……無理矢理……どう表現してよいかからず、こちらが混乱してしまう。

②にしても、重監房資料館なんだから、そこでは「重監房での過酷な歴史や悲惨な出来事を、想像力をはたらかせながら体感することができ」てほしい、できなければならない、とだれかが望んだり求めたりしたというよりも、重監房資料館をつくる過程のどこかでだれかが、この資料館は「体感」を売りにしようといったたぐいの発言をしてそう決まったのではないのか。そういういわば仕掛けのもとで、「その苛酷さ・悲惨さが伝わる施設」にしようとしたのであって、重監房やハンセン病の療養所を知るものたちが、ぜひとも重監房資料館は「その苛酷さ・悲惨さが伝わる施設」であってほしい、そうでなければならないと、素朴に望んだり求めたりしたという筋が違うように感じる。

ましてや、④の「重監房に関する資料を収集・展示・保存できる施設」とは、そう「求められ」たからかどうかではなく、「重監房資料館」を名乗るのであれば、あたりまえではないか、税金を使う国立の施設なのだから、週に3日も休館日があったり冬季が休館となったりしてはまずいだらうし（「③年間を通じて開館し、将来にわたって活動を継続できる施設」）、特定のだれかしか利用できなければ（「⑤誰もが利用でき」）、これまたまずいだらう——と書いてきてはたと気づいた。これは、療養所に暮らす当事者たちが望んだり求めたりした資料館の仕様

なのではないか——せっかく税金を使ってつくるのだから、だれもが利用できる、利用しやすい施設として、こんなにも過酷で悲惨な歴史があったということ「体感」してほしい、と。

そうであれば、「求められる施設像」ではなく、当事者たちが求めた施設像なのだときちんと示せばよいだけのことだ。いや、下衆が勘ぐれば、療養所に暮らす当事者たちが望んだり求めたりしたということとする資料館の仕様を、国が提示した、となるのかもしれない。

同館HPはまた、「施設機能」も示す。それは、歴史継承機能／資料の散逸を防ぎ、歴史とともに後世に伝えるため、重監房に関する資料を収集・保存し、調査研究を行う。

普及啓発機能／重監房に関する調査研究の成果を一般に提供し、人権学習の支援を行う。

再現・展示機能／[重監房原寸部分再現]／重監房の全体像を示す縮小模型や証言映像、調査研究の成果などを公開する。

情報発信機能／重監房に関する情報の受発信と集積を行い、重監房や重監房資料館について広く知らせる。

管理機能／円滑な施設運営を行うとともに、来館者の利便を図る。

——とのこと。

さきにみた国立ハンセン病資料館とおなじく、重監房資料館も「求められる」像のひとつに「交流」をあげている。それは「機能」にどう反映したり、どういう「機能」が「交流」を可能としたり促進したりするととらえられているのか。国立ハンセン病資料館とおなじく、重監房資料館もそこが曖昧だ。

さて、どちらも広大な敷地をもつ療養所である、多磨全生園(357,766㎡。同園HPの「当園紹介」)

の所在地は東京都東村山市青葉町4-1-1、栗生楽泉園(733,989.18㎡。同園HPの「楽泉園の紹介」)のそれは群馬県吾妻郡草津町大字草津乙647番地。国立ハンセン病資料館の所在地は東京都東村山市青葉町4-1-13、重監房資料館は群馬県吾妻郡草津町草津白根464-1533。所在地の所番地からすれば、多磨全生園と国立ハンセン病資料館とは隣接といってよいだろうとわかり、栗生楽泉園と重監房資料館の位置はよくわからない。重監房資料館HPからダウンロードできるリーフレットには、その「案内図」に「※入口は栗生楽泉園の正門とは別の場所ですでお間違えの無いようお願いいたします」との注意書きがある。わかりづらいのかもしれない。「楽泉園の正門を過ぎて200m先の■ ■ ■ ■ ■をお入りください」とも記されている(PDFファイル100%のおおきさでは文字がちいさくて読めず、125%に拡大すると文字がつぶれて読めない。■ ■ ■ ■ ■は判読不能をあらわす)。楽泉園の正門と重監房資料館の入口とが200m離れていて「別の場所」だということだから、両者の敷地もべつなのだろう。

VII

国立ハンセン病資料館では「特設コーナー」において、「当館の隣には国立のハンセン病療養所多磨全生園の広大な敷地が広がっています。そこは入所者のみなさんが、仲間と共に生きてきた過去の記憶を刻み込み、現在のくらしを営み、自分たちがいなくなった後の将来への望みを込めている場所です。敷地の中を歩くと、そうした想いが詰まった場所なのだと気づかせてくれるポイントに、あちらこちらで出会います。まさに現地が持つ力に触れる瞬間の連続です。／この特設コーナーには、

多磨全生園に数多くあるポイントの中から、数カ所の写真(現在と過去)を展示し、現地が持つ力に触れるための入口を用意しました。しかしあくまでも入口に過ぎませんから、実際に現地へ足を運んで、過去に園内で生きた人びとや今園内にくらす人びとの、想いの一端に触れてみてください。多磨全生園がみなさんにとっても大切な場所になり、そしてその先に、入所者との個人的な人間関係が築かれていくことを願っています」(傍点は引用者)との「趣旨」のもと同園の写真を展示している。

こうした記述からは、「隣」であるがゆえに、多磨全生園の展示は国立ハンセン病資料館がいわば肩代わりしているかのようにうけとられかねない。じつは両者のつながりは「隣」であることにとどまらない。同館はそのHPで「資料館のあゆみ」を「1993(平成5)年6月 | 藤楓協会40周年を機に、ハンセン病患者・回復者が自らの生きた証を残し、社会に過ちがくりかえされないように訴えることを目的に「高松宮記念ハンセン病資料館」を設立・開館」にまでさかのぼらせているが(国立ハンセン病資料館編『国立ハンセン病資料館常設展示図録2012』国立ハンセン病資料館、2013年、の「沿革」もおなじ)、さらにそれよりもまえの始原があった。これも論点としよう(論点⑤始原)。

大島青松園社会交流会館での展示準備にさいして、園内施設の理念や目的を確認するために各園のHPを参照したところ、かならずしも適切な説明が整えられてはいない現状が明らかとなった。

VIII

各園のHPなどをとらえて発信された情報から、それぞれの園内施設の理念や目的などをとらえよ

うとしていた本稿執筆当初のころづもりを、その後生じた執筆時間の余裕により変更することとし、各園内で編集発行されている逐次刊行物を閲覧し、そこに掲載された情報もふまえることとした。

上記諸館のなかで最初に開館した長島愛生園歴史館をめぐるのは、『愛生』通巻第703号(2003年10月)に、園長藤田邦雄が「長島愛生園歴史館開館によせて」と題した稿が、掲載されている。もっとも、2ページを十分に埋めてはいない文章は言葉少なで、同館の来歴、概要をごくかんたんに示したうえで、「来館者のみなさんと入所の方が直接話をしていただき、みんなが心を開いて話ができる場となることを願っております」との期待を伝えたにとどまった。同館を交流の場とするということか。

同誌通巻第705号(2004年1月)収載の「入所者自治会日誌【平成15〔2003〕年8月分】」の8日の項に、「長島愛生園歴史館オープンセレモニー(開館記念式)」の記載がある。一気に全面開館とはならなかったようで、同誌通巻第710号(2004年7月)の「消息欄②」は、「歴史館二階部分がオープンしました。／二〇〇四・四・二〇」と伝えた。そうすると全面開館は2004年となるか。あらためて同館HPの「沿革」をみると(2018年4月21日閲覧)、「1996年(平成8年)／長島愛生園歴史館部分開館」「2004年4月20日(平成16年)／長島愛生園歴史館全館開館」との記載があった。ただし、1996年当時の『愛生』に同館「部分開館」の記事はなかった。

駿河療養所の『駿河』第29号(2006年11月)「編集後記」が載るページの上段に、「駿河ふれあいセンター外観」「会議室」「展示室」「娯楽映画を上映した映写機」のキャプションがついた4葉の写真

が配されている。ただし「編集後記」に同センターについての記述はない。

東北新生園の『新生』第58巻第4号(2006年12月)に医療社会事業専門員瀬川将広による「しんせい資料館開館から半年経って」と題された稿がある。その冒頭に「平成十八〔2006〕年六月二十二日、新田小中学校葉ノ木沢分校は「しんせい資料館」として生まれ変わりました」とその誕生が記されている。同館のようすはというと、「現在資料展示室として使用しているのは小中学校の教室、図書室、工作室、特殊教室」で、「工作室では、新生園の歴史を語る上では忘れてはならない「といま新聞」「戸伊摩」「新生」を閲覧していただけます。ガリ版刷りで丁寧印刷されたといま新聞を見ると、現在のパソコンに慣れてしまった自分の字がとても恥ずかしく思えてなりません。／中学校教室には当時の教室を復元しました。残念ながら生徒の椅子と机は再現したのとなっておりますが教壇と先生の椅子は当時のものが残っております」との紹介がある。

また、「パネル展示」をしている図書室には、「これまでの園内のパネル展及び宮城県庁にて使用されたものだけでなく、展示品や資料館と関連した写真を探し出し、新たに作成したもの」あるとのこと。小学校教室には「新生園の年表、そしてといま新聞を作成した頃に使用されていたガリ版刷り機などが展示」され、特殊教室には「新生園開園当時の新聞記事や昔の生活用品、そして高松宮杯ゲートボール大会のカップなどが展示されている」とのこと。

他園の園内施設とくらべると、「他の園にも資料館があるところもありますが、しんせい資料館は園の歴史を語る建物を利用した資料館という意味で

は建物自体が歴史を語ってくれる特徴があると示されている。長島愛生園歴史館も菊池恵楓園社会交流会館もともに「建物自体」に「歴史」があるはずだが。

『菊池野』通巻第622号(2007年3月)は表紙見返しに「社会交流会館開館／(歴史資料館)／—12月12日」の見出しを掲げ、「昭和26年建築の旧事務本館を社会交流会館(歴史資料館)としてリニューアルオープン」「開館記念式典で挨拶する原田園長」「テープカット(右から工藤自治会長、潮谷県知事、原田園長、大住合志市長)」のキャプションつき写真3葉を載せた。

同号には園長原田正孝による「医療と人権にかかわる啓発の場—社会交流会館(歴史資料館)開館記念式典より」、自治会会長工藤昌敏「資料館開館に当たって」、熊本県知事潮谷義子「祝辞」、全療協本部「メッセージ/社会交流会館の完成にあたって」なども掲載されている。

開館記念式典の「挨拶」が転載された園長の稿はその冒頭で、「この建物の名称は社会交流会館でございますが、入り口の看板には少し小さくではありますが歴史資料館と併記しております。館の目的は、これまでの恵楓園の資料および自治会所有の歴史的資料を一元的に管理し、一部を展示しながら「熊本におけるハンセン病の歴史」を詳しく知っていただく、また研究の資料としても利用してもらおうと考えております。そして、ハンセン病を通して「医療と人権」に関わる啓発の場に役立てようと考えております」とその目的をのべていた。「挨拶」のなかほどでは、「会館の大きな目的は「資料の展示・保存・管理」です」と強調し、終わりちかくでは「この社会交流会館を社会との交流の場として多目的に利用するとともに、将来にわたり「医

療と人権」という大きなテーマの研究の場となるように」との願いもみせている。

自治会会長は、「無くてはならない資料館。その証としての資料館。この資料館こそ私共の墓守の役割です。〔中略〕終わりの言葉ですが、資料館その存在こそ永久(とわ)に」とくりかえし、ここに開館した施設は「資料館」なのだとうたっていた。その意思是稿の題目により明瞭にあらわれていた。

県知事の「祝辞」は、「この度、社会交流会館が開館し、ハンセン病に関する貴重な歴史資料が常設で公開されることとなりました。このことによって、ハンセン病に関わる過去の歴史と反省を若い世代に正しく伝えることが出来るようになった」「今後、社会交流会館が県内における啓発の拠点となり、また、入所者の方々と住民の方々との交流がさらに活発になることによって、ハンセン病への理解がさらに深まり、差別・偏見がなく、人権が尊重される社会を共に築き上げていくために、大きな役割が果たされるものと期待しております」と同館のとらえ方とそれへの期待をのべた。

全療協本部の「メッセージ」は、「未曾有の人権侵害と、辛酸を極めた被害実態は、広報活動の不足により不問に付され、風化しつつあります」と厳しく現状を指弾し、さらに、「歴史的な国の「負の遺産」は、いまだ差別の連鎖を断つことができず、被害は続いています」といわざるをえない現状だからこそ、「社会交流会館の果たす役割は大きく、今後の活動と発展が期待されます」と、それを打破せよと成果を望んだ。つづくページでは見開きで、「館内展示物(一部)」の見出しで、「隔離の壁」「希望の鐘」「映写機」「治療と研究のコーナー」「回春病院で使われていたピアノ」「入所者出版書籍コー

ナー」を写真で示した。

くりかえせば、同館は開館時点で「(歴史資料館)」を館名に附記したただひとつ社会交流会館であり、ただし園長の挨拶や自治会会長の論題をふまえると、()内につけくわえてみたというよりもむしろ、「歴史資料館」として菊池恵楓園の園内施設があると押し込んでいるとらえた方がよいのかもしれない。

IX

栗生楽泉園の『高原』第696号(2008年10月)は、その表紙見返しに「社会交流会館完成」の大見出しのもと、「平成20年5月2日棟上式」「平成20年7月15日建物完成」「同日正面入り口より」のキャプションをつけた3葉の写真を載せた。

ついで、同誌第698号(2008年12月)もその表紙見返しに3葉の口絵写真を載せ(キャプションはうえから順に「入り口付近に建つ盲導鈴塔の序幕」「来賓皆様によるテープカット」「左：関東信越厚生局長 中：草津町副町長 右：楽泉園福祉課長」)、「社会交流会館オープニングセレモニー」の大見出しがみえる(その開催は2008年11月5日と記載)。巻末の「編集後記」には、「社会交流会館の担う役割は、旧予防法下における栗生楽泉園開園当初から現在までの、実際に入園者が使用された道具や絵画、書籍などの貴重な資料を展示し、当園ならびにハンセン病治療の歴史について視覚的に学習できるようにというものです。／「社会交流会館」という名のとおり、入園者の方々と一般社会にある人々とが懇談できるようなスペースも設けてあり、交流を深める一般開放型施設として工夫されております」とのこと。さきにもみた同館HPの記

述と重なるところの多い文言がならんでいた。

星塚敬愛園の『始良野』通巻第336号(2015年4月)、「表紙写真「社会交流会館完成記念式典」」は、園長後藤正道「星塚敬愛園・社会交流会館完成記念式典」と自治会長岩川洋一郎「社会交流会館完成記念式典を迎えて」の2つの稿を載せた。前者は「この社会交流会館は、外部からの訪問者にハンセン病と敬愛園の歴史を知ってもらい、新しい職員が歴史を学ぶことで日々の仕事の役立ててもらうことが目的ですが、鹿屋の「大人の社会科見学」コースの一部になることで大隅地域の活性化にも貢献できることを期待しています」とのべ、「新しい職員」むけの施設としてその役割のひとつをみせているところが他園の園内施設と異なる。

なお、「今回は鹿屋航空基地史料館というすばらしい施設をお持ちの、海上自衛隊第一航空群司令にもお越しいただきました」とのべて報せた来賓にも、同園と地域との固有のようすがあらわれている。

自治会会長は、記念式典での挨拶を記載した稿で、「星塚の歴史については、「皆さん、これまで一つ一つのこういうことがありました」、とこの会館の中をご覧になれば、伝わるのではと思っております」とその期待するところをのべていた。

同誌同号にはまた「社会交流会館だより(第一回)」と題された稿があり、「今号より、社会交流会館からのお知らせや、来館された皆様方のご感想などをご紹介します、より多くの方々に社会交流会館のことを知って頂き、また機会がありましたら、ぜひご来館頂けたらと思っております」との紹介があるページがもうけられている。

その第1回は「来館者の皆さん方のアンケートよりご紹介」、第2回(同誌通巻第337号、2015年7月)

は「ボランティア養成講座」のようす、第3回(同誌通巻第338号、2015年9月)は「来館者一〇〇〇名を迎える事が出来」たの記載、第4回(同誌通巻第340号、2016年4月)「リニューアルオープンして一周年を迎えました。今までご来館頂いた方々のご意見を一部ご紹介」がある(次号以降通巻第348号、2018年4月まで同だよりはなし)。同稿第1回はその冒頭に、「昨年十二月十五日に以前の文化会館をリニューアルして、社会交流会館「星塚の歴史」をオープン」との記載があるので、同館閉館は2014年である。

邑久光明園の『楓』通巻第572号(2016年12月か)には、福祉係長川西己代治が執筆した「資料展示室オープンに寄せて」が載る。「この資料展示室は偏見差別の歴史とこれらに対する入所者たちの抗議行動などが共存するだけでなく、お互いに正しい知識を与え合う存在であることを理解するための場所です」との説明がみえ、「この資料展示室がハンセン病の歴史に関する討論の背景について教えてくれる存在であり続けることを望んでいます」との、「資料展示室に多少といえども携わらせていただいた」担当者による希望も記されている。社会交流会館は、その資料展示室が主施設ということなのだろう。

『南静園の風』第60号(2016年7月、表紙見返し「社会交流会館式典点描／(10月17日)」キャプションつき写真)には、事務長木本伸彦「人権啓発交流センター(ハンセン病歴史資料館)について」が載り、「人権啓発交流センター」の文字看板がある建物の写真も添えられているが、「あと数カ月内のプレオープンの時期を設定したいと思いますが、まだ定まっておられません」との現状が伝えられている。つづけて、「宮古南静園へのハンセン

病の歴史学習にあわせて園内見学者・訪問者には、園外のいつも限られた方々に案内ガイドを行っていただいておりますが、当センターの運用が始まってからは、多数の職員が自らも十分案内できるようにしなければならないと思います」と、さきの星塚敬愛園と同様に、この園内施設の「運用」とかかわって「職員ガイド養成講座」の構想があることも報せている。

同紙第62号(2017年1月)には「人権啓発交流センター／ハンセン病歴史資料館／プレオープン記念式典」の立て看板などが写る写真9葉を添えた「人権啓発交流センター／ハンセン病歴史資料館運用開始について」と題された稿が載る(署名は事務長木本伸彦)。宮古南静園の園内施設の正式名称は、「人権啓発交流センター」と「ハンセン病歴史資料館」の併記ということか。さきにもたとおり、同園HPの情報では、ハンセン病歴史資料館の名称がまえにでていたが、2つの名称のあとさきはどちらでもよいのか。それはともかくも、括弧でくるのではない歴史資料館の登場である。同稿は、「当交流センターは、ハンセン病の偏見・差別の歴史、戦争による被害等を伝えること、ハンセン病の理解促進、社会的平等、基本的人権の尊さを学び、考える場であること、入所者と地域の皆様との交流の場として利用していただくこと等の目的による整備して参りました」と記す。

ほかの機能として、「人権啓発のための研修会(又は講習会)、見学者を対象とした講話、地域の方々とのコミュニケーション活動の場、不定期ですが特別催物会場などに利用できる研修室(会議室兼用)もあります」とのこと。

この稿では「当交流センター」「当センター」の表記があるので、まずは人権啓発交流センターとし

て設置されたということか。それはともかく、「なお、グランドオープン（本稼働）を平成29〔2017〕年5月目途にしております」と予告しているが、同園HPの記載事項はさきにもたとおりなので、いまだ本稼働をしていないということか（同紙次号第63号、2017年4月の最終ページに「ハンセン病歴史資料館」の見出しで「開館日時」「休館日」が示され、それが同第66号、2018年1月までつづくが、「グランドオープン」の告知はない）。

「松丘保養園の機関誌」『甲田の裾』通巻第694号（2018年3月）の裏表紙見返しに、「社会交流会館が開館します」の見出しのもと、「平成30〔2018〕年4月26日木曜日、いよいよ松丘保養園に社会交流会館がオープンします。」と告げる記事がみえる。さかのぼれば『毎日新聞』が2017年11月17日付（地方版）で「松丘保養園に来年4月、国の隔離政策や療養所の歴史を伝える県内初の資料館「社会交流会館」が開館する。」と報じていた（2018年5月8日ウェブ版閲覧）。同園HPをみても該当する記載はなかった（同前）。

X

各園のHPや逐次刊行物を閲覧したうえで、さきに示した論点についての議論をすすめよう。

まずは、論点①正しい知識と理解。国立ハンセン病資料館など複数の施設が、「ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発」をその目的に掲げている。ただし、各HPでは表示できる文字数の制限のためか、なにが「正しい知識」なのか、それをどのように「普及啓発」してゆくのかは、かならずしも明示されていない。

ここで、厚生労働省のHPを参照しよう。同省で

は2003年1月31日の報道発表資料として、報道発表同日から「ハンセン病を正しく理解するための中学生向けパンフレット」を「全国の中学校、教育委員会等に対して直接送付」していることが記録されている。2007年度までがさきにふれた「わたしたちにできること」と題されたそれで、2008年度からは「ハンセン病の向こう側」と題されたそれにかわっている。後者の2017年11月発行版をみよう。「生徒用」のそれには、「学習のポイント」が3点あがっている。

POINT1 ハンセン病は「らい菌」による感染症／「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。感染しても発病するのはまれ／POINT2 現在は治療法が確立され／早期発見と適切な治療で、後遺症を残さずに治すことができる／POINT3 ハンセン病患者は、いつの時代も偏見や差別の対象にされてきた／国や社会が患者に対してどのように接してきたかを振り返る

——ここに示されたハンセン病についての「正しい」情報は、ハンセン病は罹病しにくい発病しにくいこと、治る病であること、いつの時代も「ハンセン病患者」が「偏見や差別の対象にされてきた」こと、である。「ハンセン病問題の歩み」という見出しのもとでは、「差別の始まり」には「中世～近世」と、また、「治療薬の登場」には「昭和前期（1940年代）～平成8年（1996年）／有効な薬が開発され、治療法が確立されたが、患者の隔離政策はそのまま継続された」と記されている。

べつの項目に、「昭和18年（1943年）、米国で「プロミン」という薬がハンセン病によく効くことが報告されました。わが国では昭和21年（1946年）から患者に試用され始めましたが、その数はわずかで

あったため、もっと多くの人に投与できるようにしてほしいと患者が国に働きかけ、昭和24年(1949年)から広く使用されるようになりました」と記されているので、「治療薬の登場」がいつだったのか、いつころから治る病になったのかがわかる。

ところが、では、「らい菌」は感染力が弱く、非常にうつりにくい。感染しても発病するのはまれ」であること、いかえればさきに書いたとおり、ハンセン病が罹りにくく発しにくい病であることはいつわかったのか——それはこのパンフレットのどこにも記されていないのだ。

このパンフレットは、「ハンセン病問題から学ぶべきこと」と「二度と同じ過ちを繰り返さないために／私たちはどうすればいいんだろう?」という問いとがつながるところに、「ハンセン病について正しい知識と理解をもつ」ことをおき、それをとおして「偏見や差別をなくす」こと、「人権が尊重される社会を実現」しようと目指しているのだろう。だがこのパンフレットには、「正しい知識」の来歴＝ハンセン病をめぐる情報が、いつ、「正しい知識」となったのかが、記録されていないのである。それは「ハンセン病について正しい知識と理解をもつ」ために必要ないというのだろうか。

ハンセン病の、また「ハンセン病問題」の「正しい知識」の来歴がわからないと、それがどう「理解」され、どのように活かされたのか、されなかったのか、もわからない。

たとえば、同パンフレットは、「熊本裁判に勝訴したから／ハンセン病問題は解決したと思っていた」とほかの文字よりはいくらかおおきい級数の文字で記された見出しがある。ここにいう「熊本裁判」とは、1996年の「らい予防法」廃止ののち、「平成10年(1998年)には入所者らによって熊本地裁

に国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任を問う「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提起され〔中略〕平成13年(2001年)、熊本地裁で原告勝訴の判決が下され」た、それを指している。ここに「国のハンセン病政策の転換が遅れたことなどの責任」が認定されたのである。しかしそれによって「ハンセン病問題は解決したと思っていた」が、「それなのに入所者や社会復帰者、その家族に対する偏見や差別は今でも根強く残っている」、その事例として、「判決後も、熊本県で入所者に対するホテル宿泊拒否事件が起き」たことがあげられているのである。本文わずか6ページのパンフレットでは、その事件の詳細はわからない。

かつてのパンフレット「わたしたちにできること——ハンセン病を知り、偏見や差別をなくそう」(ここでは2006年6月発行版による)では、「東京新聞2003年12月5日特報面」を転載したうえで、「ハンセン病問題の今」との見出しのもとで、「平成15〔2003〕年11月に熊本県が計画していた「ふるさと訪問事業」で、熊本県内のホテルがハンセン病患者であることを理由に入所者の宿泊を拒否しました。その後、ホテル側が形式的に謝罪したことに対し、入所者らが「反省がない」などと発言する場面が報道されると、全国の一般の方からハンセン病療養所入所者に対する非難・中傷の電話や手紙による二次被害も発生しました。これはハンセン病に対する理解不足と、偏見・差別の根深さを改めて痛感させるものでした」との説明をくわえていた。

ハンセン病が治る病となったその後も隔離政策が改められず、さらになお、予防法が廃止され、それをめぐる国の責任が認められたのちも依然として「偏見・差別」が改まらなかったこと、いかえ

ば、「ハンセン病について正しい知識と理解をもつ」ことがひろくゆきわたらなかつたことの証しとしてこの「宿泊拒否事件」を省みようとの注意が、かつてのパンフレットではうながされていたのだ。それがごく簡略に記載されるにとどまった現行の厚生労働省パンフレットでは、「正しい知識」の「理解」の仕方も活用の方途も曖昧にされてしまったといえる。

なお、同パンフレットには「指導用」(2016年11月発行版、18ページ立て)もあり、そこには、「2003年(平成15年)元患者の宿泊拒否事件」の見出しでさきの引用とほぼおなじ文章が載り、懼りにくい発しにくい病といつわかつたかについては、「日本のハンセン病政策」の見出しのもとで、1931年に「癩予防法」が成立し、同年の国際連盟保健機関の会議でも「ハンセン病の発生予防の最重要線は隔離と治療である」と決議された「このような流れの中で」、「京都帝国大学病院の皮膚科でハンセン病の治療に従事していた医師・小笠原登」が「「ハンセン病は感染症だが、その発症には体質や栄養状態などが作用するので、患者を隔離する必要はない。また、ハンセン病は不治の病ではない」という信念から、強制隔離や断種に反対しましたが、邪説と一蹴されてしまいました」との説明があるくらいで、やはり、その時期がわかる情報は明示されていない。癩予防法のもとで、「患者を隔離する必要はない」ととなえたハンセン病を「治療」する医師がいたとわかるだけである。

複数のハンセン病をめぐる療養所の複数の園内施設がそのHPをとおして発信している「ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発」もまた、その「正しい知識」の「理解」の挫折を報せ、どう「理解」して活かしてゆくのか、その見通しを告げる手立て

がなくてはならない。

XI

つぎは、論点②私達。「ふれあい」や「交流」の語を冠した施設では、だれとだれとを「ふれあ」わせ「交流」させるのか。

すでにみてきたとおり、「私達とふれあうこと」というのであれ、「入所者の方々と一般社会にある人々との交流」というのであれ、「私達」がだれかや、「交流」する相手が「入所者の方々」であることは自明なのだろうか。あたりまえだが、療養所にゆけばどこでも、そこにいるひとが「入所者」だけではないと、だれもがわかる。療養所内の施設から「私達とふれあ」おうと呼びかけるとき、その「私達」も一様ではないはずだ。

たとえば、大島青松園のHPをみると、「大島青松園では職員《看護師、薬剤師、言語聴覚士、介護員、調理業務職員》を募集中です」とそのトップページに掲示されていた(2018年1月21日閲覧)。「一般社会にある人々」と上記の職員が「交流」してはいけないのか。ほかにも医師、事務職員、売店の担当者、さらに大島青松園には船舶部門の職員もいる。彼ら彼女たちも療養所の構成員であり、そこで暮らすひとたちの生活も、そうした職員たちの仕事に支えられている。療養所に関心のあるひとにとって、その対象がいま「入所者」「元患者」「回復者」と呼ばれる人びとにかぎられるとしても、療養所に勤務する職員とのなにかしらのかわりなしに、その関心を充分には満たせはしないだろう。

おそらくは、かつて予防法に反対する運動や活動にかかわるものたちにとっては、療養所職員はそれを阻む邪魔者や、無関心を装うとみなされた傍

観者だとみえていたのではないか。たとえば、「たたかいつづけたから、今がある」の題のもとでつくられた展示（国立ハンセン病資料館2011年度秋季企画展）に、どれだけ療養所に務める職員たちの居場所が与えられたのか。彼ら彼女たちはあくまで、「たたかい」の相手である療養所、役所、園側の一員だとかたづけられてしまったのだろうか¹¹⁾。「癩院記録—北條民雄が書いた絶対隔離下の療養所」と題された国立ハンセン病資料館2012年度秋季企画展でも、さきに指摘したようすはかわらない¹²⁾。

近年はこうした観点が転じつつあると、わたしはおもう。べつに書いたところをくりかえすと、このところ、療養所における看護、学芸、食といった領分とそれを担う人びとへの着目が留意され始めたのである¹³⁾。園内の施設を介して、あるいはその施設の担当者を介して、だれとだれが「ふれあ」うのか、その施設から、あるいはその施設の担当者から「交流」が呼びかけられるときの相手がだれなのか、どちらも自明のことではないのである。ただし、ハンセン病をめぐる展示などの表現において、「主役」はだれかと問えば、それはやはり在園者（療養者、入所者）である、との意見があることを記載しておこう。そうした見解があると知ったうえでわたしは、ハンセン病をめぐる療養所を介して、さまざまな人びとがそれぞれの役割を自書した名札をかかげて、いろいろな交流ができてゆくとよいとおもう。

ところで、多くの療養所ではいま、ほぼ1年中、どこかしらの、なにかしらの団体が療養所を見学するために園外から来園している。そうした団体は、学校、自治体、ボランティアなどの人びとだ。ハンセン病をめぐる療養所の職員も、その園内施設の職員もまた、そして在園者の自治会役員も、ほとんどのばあい見学者たちをうけいれ、熱心に案内や解説を提供している。他方で、見学するものたちの態度はどうか。わたしは、ある園の展示室で、ほぼ終始、ポケットに両手を入れたままで展示をみている学校長を目撃した。もちろんそのまわりでは、生徒が展示をみている。その視野に学校長の姿も入るだろう。大島を見学する生徒たちと船でゆきも帰りもいっしょになったことがある。ほぼ船室一杯の子どもたちは、往路でも復路でもすさまじいほどに賑やかでたのしそうだった。喧噪のなかで、療養所についての話はまず聴こえてこない。帰りの船では引率にお疲れの教師が足を組んでご就寝だった。もちろん、静かで行儀のよい生徒たちに出会うときもある。

わたしは、ひとまず、展示、案内、解説の専従者や責任者ではない気ままな立場なので、そうした位置からのべるとすると、園の職員であれ自治会の役員であれ、彼ら彼女たちが身をもって示している熱意や尽力による従業にふさわしい、それらにみあった観覧を、見学者たちはしているかと問おう。

11) 同展への批評は、阿部安成「抗う生—国立ハンセン病資料館2011年度秋季企画展「たたかいつづけたから、今がある」展への批評」(滋賀大学経済学部Working Paper Series No.186、2013年2月)を参照。ただしそこでは本稿本文に書いた論点は示していない。

12) 同展への批評は、阿部安成「展示の捻挫—国立ハンセン病資料館2012年度秋季企画展「癩院記録」展への批評」(同前No.183、2013年1月)を参照。本稿での論点は同前。

13) 療養所とそこに生きる人びとをめぐって看護に着目した成果に、西浦直子「「らい看護」から学ぶ」(『国立ハンセン病資料館研究紀要』第2号、2011年3月)と同「失明者にとっての生活の「自立」—多磨全生園における看護切替をめぐる発言から」(『歴史学研究』第933号、2015年7月)がある。国立ハンセン病資料館は、2017年度春季企画展「ハンセン病博物館へようこそ」を開催し、その付帯事業として各「博物館」の学芸員などを登壇させた活動報告会を実施した(同展への批評に、前掲阿部「「具体的なイメージにふれるこの機会を、実際に各館を訪れてみるきっかけに」という企図」がある)。また同館2017年度秋季企画展は「隔離のなかの食」と題され、その付帯事業では国立療養所勤務の栄養士を登壇させる講演会を実施した。

療養所の園内施設に務める学芸員は、たとえば、「連れて来られるひとたち」との表現で、そうした自分のはっきりとした意思や意欲とはべつに、療養所の園内施設に「連れて来られるひとたち」にどのように関心をもたせるかに苦慮したり、自分たちで設定した「人権」「平和」という「キーワードにひっかからないひとたち」にどういふ入口を設けるかを思案したりしている、と聞く。そうした学芸員や園職員たちの努力によって、園内施設が展示や案内や解説の場所となっていることを、見学者たちは知るべきである。療養所の園内施設を訪れるものたちに、無造作に、見学の権利が与えられているわけではない。また、療養所に暮らすものたちやそこに勤めるものたちに、見学者たちに案内したり解説したりする絶対の義務があるわけではないのだ。

大島を訪れるまえに、ほとんどなにも調べていない大学生をみたこともある。大島について香川県がどういふ刊行物を発行しているのか、それを知らずに大島に来た県の職員にも会った。

You can lead a horse to water, but you can't make him drink. — といっちは、生徒に失礼か、馬にもうしわけないか、諭えが不適切か。船に乗って海にでることはおもしろいから、大島に無関心なひとをそこに連れていったりいかせたりすることはできる。だが、大島で学ばせることは容易ではない、というところか。これについてよくよく考えるべきは、やはり、Youなのだ。では、Youとはだれか？

XII

さきにふれたとおり、管見のかぎりでは、ハンセン病をめぐる国立療養所のHPでは、その理念や目的などにかかわって、星塚敬愛園社会交流会館と重監房資料館のHPにのみ、「負の遺産」の語がみえた(論点③)。

こうした「負の」という語の、おおよそ一般の用例をみておこう。「朝日新聞記事データベース聞蔵Ⅱビジュアル」で検索すると、「負の遺産」「負の歴史」「負の体験」「負の記憶」の語は、『朝日新聞』紙上ではいずれも1980年代なかば以降に登場し、順に、

「飢えるアフリカ／危機の構造／負の遺産／輸出用作物を偏重／もろかった植民地体質」〔1984年10月3日朝刊〕

旧ドイツ植民地で南アの支配下に苦しむナミビアとの協力もユニークだ。プレーメン港が植民地支配で繁栄した負の歴史を若い世代に伝えるため、植民地支配百年目の一昨年、アフリカの3つの解放組織の代表を招いて記念シンポジウムを開いたりした。〔1986年6月3日朝刊〕

大正6年の論文「自由と責任についての考察」も、この広津氏の個人的な負の体験〔「20代半ばの広津青年を救いのない苦悩と自己嫌悪に追い込む」こととなった〔一連の経緯〕〕を背景に読まれるべきものなのだろう。〔1988年9月19

日夕刊]

潜在知覚を意図的にかつ隠匿的に刺激されたら、いかに知的で警戒心の強い人物でも屈服せざるをえない。[中略]人びとは、原爆を落とされたとか、顔面を殴打されたとかの負の記憶さえも心に残さず、ゆえに再三再四、同じ罌(わな)に落ちるかも知れないからである。[1989年5月28日朝刊]

とのぐあいだった¹⁴⁾。なぜこの1980年代なかば以降がひとつの区切りとなっているのか(戦後40年、あるいは、昭和の終焉、がなにかしら作用しているのか)、そのことに興味惹かれるものの、こうした用例は、「不利、暗い、陰気など、好ましくない状態」(『精選版日本国語大辞典』)という意味の「負」、英語にすると「negative」(『新和英大辞典』研究社)という意味でとりあげられる、また、そうした意味をつけたくなる、歴史、体験、記憶、遺産、ということなのだろう。さきの星塚敬愛園社会交流会館HPの文言は、日本におけるハンセン病は、暗い、陰気など、好ましくない状態として前代から遺されているところがほとんどだ、となろう。いわば、そのおおよそが暗い、陰気など好ましくない状態で塗りつぶされてしまうという日本におけるハンセン病、とはなにをあらわしてしまうこととなるのか。これでは、ハンセン病をめぐる療養所を生きた人びとの生そのものも、その軌跡も、そのおおよそが負なのだ、となってしまうまいだろうか。

近年の「負の歴史」「負の記憶」「負の遺産」の語はまた、しばしば「ダークツーリズム」の語と連係し

て用いられている¹⁵⁾。たとえば、風来堂編『ダークツーリズム入門—日本と世界の「負の遺産」を巡礼する旅』(イースト・プレス、2017年)をみよう。そこでは、「Part1 日本篇」で「長島愛生園(岡山県)」がとりあげられている。

「文・写真／熊瀬伸二」は「岡山県生まれ。普段は製造業に勤しむ会社員だが、休日には全国各地を飛び回る。以前から交流があった縁もあり、東日本大震災以降は頻繁に東北の被災地に通って地元の方と交流を深めている。今回の記事作成にあたり、地元ながら長島愛生園を初めて訪れる。長島愛生園は現在、世界遺産登録に向けてさまざまな活動を行っているので、ぜひ一度足を運んでいただきたい」と勧める。まず、誤記などを指摘しておく。

(1)「1931(昭和6)年、国は「らい予防法」をつくり」(p.54)——正しくは「癩予防法」。これでは1953年公布の「らい予防法」と区別がつかない。

(2)「世間ではハンセン病は感染しやすいとの間違った考えが、逆に病気への偏見を強めてしまった」(同前)——なぜ「逆に」か。この2文字を削除して、間違った考えが、病気への偏見を強め、のほうがりわかりやすいはず。ひとつまえの1文「らい菌自体は非常に感染力の弱い菌であるにもかかわらず、である」をうけて「逆に」ということか。悪文だ。

(3)「1945(昭和20)年ごろ、アメリカで特効薬ができて完治できるようになるも、当時の日本では有効な治療法がわからず」(p.55)——長島愛生園HPで閲覧できるGoogle in door viewで同園歴

14) 「読売新聞ヨミダス歴史館」の検索でも「負の遺産」(1984年2月11日朝刊)、「負の歴史」(1988年11月15日東京夕刊)、「負の記憶」(1995年11月15日大阪夕刊)、「負の体験」(1999年11月29日東京朝刊)の初出を確認した。『読売新聞』紙上でも「負の」云々の用例はやはり1980年代なかば以降のこととなる。

15) ダークツーリズムや「負の」云云については近年、東浩紀編『チェルノブイリ・ダークツーリズム・ガイド—思想地図β vol.4-1』(ゲンロン、2013年)、同編『福島第一原発観光地化計画—思想地図β vol.4-2』(ゲンロン、2013年)、井出明ほか

『DARK tourism JAPAN vol.1』(大洋図書、2015年)、同ほか『DARK tourism JAPAN 産業遺産の光と影』(東邦出版、2015年)、竹沢尚一郎編『ミュージアムと負の記憶—戦争・公害・疾病・災害：人類の負の記憶をどう展示するか』(東信堂、2015年)、洋泉社編集部編『世界ダークツーリズム—人類の悲劇の歴史をたどる旅』(洋泉社、2016年)など書籍の刊行においても状況がみられ、また、NHK総合の「視点・論点」でも「記憶の継承とダークツーリズム」(追手門学院大学准教授井出明、2016年9月5日)が放送された(この内容はNHKのHPで閲覧可)。ダークツーリズムについては別稿で批評する予定。

史館の常設展示室をみると、そこにある「日本のハンセン病関係年表」の1945年の項に「東京大学石館守三教授、プロミンの合成に成功」、1947年の項に「プロミン治療が始まる」との記載があるとわかる。長島愛生園にゆけば、そしていまはそこにゆかずとも同園歴史館の展示で、「アメリカで特效薬ができて完治できるようになる」「当時」、「日本で」も特效薬の「プロミンの合成に成功」したり、それをういた「治療が始ま」っていたりしたと知ることができるはずなのだ。

(4)「橋〔邑久長島大橋〕を渡って島に入ると、少し進んだところに長島愛生園がある」(p.55)——「少し」という語のあらわすところをどうとらえるかに個人差があってもよいとおもうが、では、邑久光明園はどう位置するといえるのだろうか。橋をわたって島に入ると、ほんのちょっと、ごくわずか、進んだところに邑久光明園がある、か。

ちなみにGoogle マップで計測すると、邑久長島大橋から邑久光明園まで1.4km、おなじく長島愛生園までは3.7kmだ。徒歩だとそれぞれ19分、48分。車だとどちらも8分の表示、これなら「少し」か。

(5)「旧事務本館」は「小高い場所に建ち、眼下に瀬戸内海を一望できる」(p.56)——これも感覚の違いといってしまうばそれまで、旧事務本館玄関まえからの眺めは、わたしには小豆島が視野に入ってしまった、「瀬戸内海を一望できる」というほどではない、と感じた。

(6)旧事務本館は、「かつての職員地域にあり、

当時の入所者は近づくことすら許されなかった場所でもある。そのため、建物の内部にはステンドグラスをはじめ、豪華な宝飾や調度品が当時のまま飾られている」(p.56)——これもまた感覚の違いなのかもしれないが、「当時のまま飾られている」とは旧事務本館＝現在の歴史館の内部をいうのだろうか、わたしはそこで「豪華な宝飾」(「装飾品として用いる宝石・貴金属の総称」『広辞苑』第6版)をみた覚えがないのだ。「ステンドグラス」も「豪華な宝飾」なのか、それ以外にどういった「宝石・貴金属」が「装飾品として用い」られているのか。もうひとつ、「そのため」の意味がよくわからなかった。かつて事務本館は「職員地域にあ」ったから「豪華な宝飾や調度品」があったということか、それは「当時の入所者は近づくことすら許されなかった場所でもある」から「豪華な宝飾や調度品」があったというのか。

(7)「回春寮」のなかに「今も当時のまま残る消毒風呂(クレゾールという強い消毒液が入っていた)」(p.58)——と記されてしまうと、「今も〔中略〕クレゾールという強い消毒液が入っているように読めてしまわないか。これはわたしの誤読か。

同書で「長島愛生園」と題された章にあたえられた紙幅は6ページ。うち全ページ写真が2ページ、半分写真が2ページで文章はわずか3ページ分弱しかない。この短文は、短いがゆえにといってよいか、その趣意がとてもはっきりとしている。「長島愛生園」との題のすぐ右に記された「瀬戸内海の小島で／真の人権問題を考える」との見出しと、本文

にいう「とうてい言葉では言い表せない「真の差別」があったことを見ることができるのだ」との文辞にある、「真の人権問題」「真の差別」というときの「真」を明瞭に、いわば炙りだすところにそれがある。

本文冒頭におかれた同園の位置を示す記述は、「岡山県の東部、瀬戸内市邑久町の小さな島、長島。瀬戸内海国立公園内に浮かぶ風光明媚なこの島に国立ハンセン病療養所・長島愛生園はある」だ(なおくりかえせば「国立ハンセン病療養所」を名称とする施設はない)。長島が「山水の景色がすぐれて美しく、人の心をひくこと」(『広辞苑』第6版。傍点は引用者)との形容がふさわしい場所であるかどうかには、個人差があるといわねばならない(TVCMでしばしばみる、これは個人の感想です、におなじ)。瀬戸内海はどこも風光明媚ともいえるかもしれないし、わたしには大島がなにより風光明媚なのだといってもよいはずだ。さきにふれたとおり、長島愛生園歴史館まえにたつと、この文章の執筆者には、「眼下に瀬戸内海を一望できる」=瀬戸内海を「一目に見渡すこと」(同前)ができるほどに「風光明媚」な光景がひろがっているのだ。さらにその歴史館のなかには、かつての事務本館以来の「豪華な宝飾や調度品が当時のまま飾られている」。

そうした場所にいまもある「収容所」内がかつて、「島に入ったばかりの入所者が一堂に集められ、身体検査や身体の消毒が行われていた」。引用をくりかえせば、「今も当時のまま残る消毒風呂(クレゾールという強い消毒液が入っていた)」をみると、その「生々しさに私も強い衝撃を受け、しばしその

場で立ちつくし、絶句してしまった」と率直に自身のように記載され、そのうえで、これまたさきに引用したとおり、「とうてい言葉では言い表せない「真の差別」があったことを見ることができるのだ」とのみずからの興奮を隠さないのである——「これが本当に、つい数十年前までこの島であった事実なのか……？」と自分が感嘆する心情がまた「」つきで記されている。

見学の最後に「収容棧橋」へいった執筆者は、そこが「入所者にとって、〔中略〕社会や家族との別れの場所だった」と確かめ、そこから「見える景色は昔も今も変わらない。当時の入所者はどんな思いでこの景色を見つめていたのだろうか……」とおもいをはせ、「振り向けば、穏やかな瀬戸は夕焼けに包まれていた。昭和から平成へ。時代は移れど、変わらない「負の歴史」がここにはある」と記して稿の末尾を締めくくった。

XIII

ここにいう「負の歴史」とは、なにを指しているのか。しかも、時代がうつっても「変わらない」それはなにか。まさか「景色」や「建物」や「場所」ではないだろう。「真の差別」というときの「真」とは、「いつわりでないこと」「ほんもの」(『新漢語林』)をいい、そうした差別ということか。遺物があるから、まちがいなくほんとうにあった「差別」を長島にゆくと知ることができるということか。それはよい。では、「負の歴史」とはなにか。さきにみた、「不利、暗い、陰気など、好ましくない状態」「negative」な歴史、しかも、かわらない、ではなく、わざわざ「変

われない」といわざるを得ないそれがいまでも長島にあるというとき、それがなにを指すのか、わたしにはまったくわからなかった。「ダークツーリズム」についての本なのだから、「負の歴史」という多用されるワードをやっぱり自分でも使いたくなったというだけのことなのか。

納骨堂をまえにして、そこには「亡くなってもなお偏見や差別のために故郷に帰ることもできなかった3600柱もの遺骨が静かに眠っている」（傍点は引用者）と知り、「霊前〔仏前?〕で手を合わせ、訪問した意味や、差別と偏見の真の姿を想像すると、涙が抑えられなかった」（同前）と告白する執筆者にすれば、「風光明媚」で「穏やかな瀬戸」にある、いまは「静かに眠る」故人がかつて「収容」された施設だった長島愛生園の歴史は、ダークで、陰気で、ネガティブだとの対照であらわされてしまう。他方で記述された事項の正確さはあまり問われず、使用される流行語の意味もまた曖昧なままに省みられることはない。

ハンセン病をめぐるなにかをわかった気になり、「ダーク」な「負」の歴史と「すさまじい差別」の痕跡をみて流した涙そのものが、「絶対に／行っておきたい／悲劇の現場」（同書帯）にたった証としてその当人には残ったのである。それは、「ありがとう。瀬戸大橋線開業30周年記念スタンプラリー」のスタンプをひとつ台紙に押したことと、どれほど違うのか¹⁶⁾。

長島愛生園にゆき、歴史館で「映像資料として、当時収容されていた人の体験談が視聴でき」、それをとおして当事者が「囚人のような生活だと思った」と語った内容を知り、「子供ができないように、

男性は断種手術、女性は〔?これは男性ではないか?〕不妊手術を受けた。子供ができては墮胎させられた」と知り、「収容所」とそこに残る「消毒風呂」を、「十坪住宅」を、「納骨堂」を、「収容桟橋」をまえにするとそこに「すさまじい差別」を感じとり、「患者の生活の跡」を知った気になる。だが、日々の暮らし、そのなかでの喜怒哀楽、苦楽のあれこれ、悲喜こもごも、といったさまざまなようすが緬い交ぜになるはずの「生活」というもののなかがわかったというのか、そうした日常の「跡」をどこにみたのか——それらがきちんと検証されることはないようにみえてしまう。わずか1日のうちの数時間で、なにがわかるのか。

「絶対に／行っておきたい／悲劇の現場」が「風光明媚」であるほど、その「現場」に生きた人びとの歴史は、「ダーク」「負」「悲」一色に塗りつぶされてしまい、いわばその闇が濃ければ濃いほど、そこで流した「涙」は、そこにたったわたしもおそらくほかの大勢と同様に十分に悲しんだその証左となる。わたしが悲しんだ証が残ったとしても、そこに生きた人びとの生きた証は「負」としてしか確かめられなかった。いいかえれば、「負」とみなせればよい。「涙」と「負」はきちんと対になっているのだ。「負」であるがゆえに「涙」を流し、「涙」を流してしまうほどに「負」がある、ということ¹⁷⁾。

『朝日新聞』（2018年3月5日大阪本社版朝刊）の1面に載った「被災地の今／福島・双葉」と題された囲み記事には、「かさむ負の遺産」の見出しがあった（署名竹花徹朗）。2011年のあの3.11以降に発生した震災のひとつの表象として、「汚染された土などは、除染後に袋詰めされ、福島県のあち

16) こうしたダークツーリズムへの疑念に対して、ともかくもハンセン病をめぐる療養所を知ろう、でかけようとするきっかけになればよいとの意見を聞く。

17) 同書所収の井出明「彼の地」を訪れる理由／ダークツーリズムとは」にも「現地〔長島愛生園〕を訪問してみて、こんな美しいところでひどい人権侵害が行われていたのかと思うと胸が痛くなります。これは実際にその場に立たなくてはわからない感覚です」と記されている。美と酷さとの対照である。もちろん「美しくない」ところであれば、こうした世界の果てのようなところとか世のなかの最底辺においてなお、などというのだろう。明暗の対照や垂直軸の最下層という比喩が多用される。

ここに保管され〔中略〕双葉町の中間貯蔵施設では、各地から運ばれた黒い袋が重機で高々と積み上げられ、「県外で最終処分するとしているが、受け入れ先のめどは立っていない」、その「黒い袋」こそが「負の遺産」というにまことにふさわしい造物となるとおもう。べつにいいなおすと、その「黒い袋」をめぐる記述においてこそ、「負の遺産」の語を用いてよいのである¹⁸⁾。それは、2011年からかなり長期にわたる未来へと、(それは未来のどの時点でもつねに現在に、となる)、送り継がれてゆく暗く、陰気で、好ましくない、ネガティブな事績、すなわち債務にほかならないのだから。

そう、「負の遺産」などではなく債務 (obligation) といえよ。解決するまでつねにその時代を生きるものが未来の人びとに対して担う負債があるととらえればよい。それは、いつまでにか、どこかで処分しなければならない「黒い袋」であり、いまだに療養所がありそこに暮らす人びとがいることをめぐる鈍麻した知覚であり、そうした療養所と在住者についての歴史の不全である。

さきの星塚敬愛園HPでは、社会交流会館めぐって、「日本におけるハンセン病は「負の遺産」がほとんどです。その中にあっても一人ひとりが懸命に生きたあかしがここにあります」と記していた。ここでは「負の遺産」とそこを生きた人びとの「生きたあかし」が混在するようすをあらわしていよう(論点④)。しかし、「ダークツーリズム入門」とし

てとりあげられた「長島愛生園」をめぐる文章には、そうした観点は、ない¹⁹⁾。もちろん、「生きたあかし」といいあらわせるようすが、もし「負」ではない正、「ダーク」ではないブライツなのだといのであれば、その正-ブライツ-positiveの内実をきちんととらえてみせなければならない。そう書くわたしは二分法の不適切さをとなえようとしているのではある。

ハンセン病をめぐる療養所を報道するとき、そこで「負の記憶」という語が用いられた例がある。『読売新聞』(2017年11月11日東京本社朝刊)の「ハンセン病施設／負の記憶伝え」のおおきな見出し、それよりもちいさな「青森の療養所 資料館建設」の見出しがつけた記事が、「松丘保養園で来年4月、国による誤った隔離政策の歴史を伝える資料館「社会交流会館」が開館する」と伝えた。この記事ではおそらく、「負の記憶」と「国による誤った隔離政策の歴史」はほぼ同義なのだろう。それを「資料館「社会交流会館」」が伝える、というとらえ方に、わたしは異論はない。

XIV

「資料」や「交流」にかかわる業務を現在おこなっているハンセン病をめぐる療養所の園内施設のいくつかには、その前身や基礎があった(論点⑤)。

星塚敬愛園社会交流会館はその「前身である文

18) 同紙同日の東京本社朝刊はおなじ囲み記事の見出しを「積み上げてはまだ見えぬ終着点」とした(本文おなじ)。「負の遺産」との表現を用いようとなし、用いなくてもよいとする判断がある例としてあげられる点で重要。

19) 脚注17でその稿にふれた井出は脚注15にあげたNHK総合「視点・論点」で「悲劇の現場で思索を深めたい」という考え方には理解を示しても、ダークという言葉、とりわけ自分の生活圏をダークという言葉で捉えられることに違和感を覚える方もいらっしゃるかもしれません。／ただ、我々の歴史、言いかえればあらゆる現象には光と影の両面があることを意識していただきたいのです」とのべた(NHK HP。2018年4月10日閲覧)。だがこの「光と影」という喩えは「日本の近代の歴史は非常に素晴らしい輝きに満ちてはいますが、その一方で苦しみに直面された方々がいた」というとおり、ひとつの個別具体の対象そのものにおける「光と影」ととらえてはいない。ハンセン病をめぐる療養所を「悲劇の現場」というとき、ではそこにどういふ「光」なるものが認められるのかが問われないのだ。

化会館の中に、一度に十名程度が見学できる「資料室」を整備したのが「平成十七〔2005〕年に、開園七十周年の一環として」だった（前掲後藤「星塚敬愛園・社会交流会館完成記念式典」）。邑久光明園社会交流会館もおそらく、「南海沖地震時に想定されるハザードマップで水没地域にある資料展示室を高台に移設」したことがその設置への転機となったのだろう（前掲川西「資料展示室オープンに寄せて」）。ここにいう地震の津波による水没の恐れがあるという資料展示室とは、2010年5月に「旧光明学園校舎」内につくられたというそれを指すとみてよい（リーフレット「国立療養所邑久光明園／園内散策マップ」⑰資料展示室²⁰⁾）。

長島愛生園歴史館は、恩賜記念館がそのひとつの基礎となっているはずなのだが、それについてHPは寡黙だ。そして、療養所の園内施設ではない国立ハンセン病資料館は、さきにみたとおり、その始まりを高松宮記念ハンセン病資料館の設置においているが、しかしそれよりも以前に多磨全生園在住者がつくった図書館をその基礎のひとつとして明示すべきなのである²¹⁾。この点をふまえれば、多磨全生園がおこなうべき展示を国立ハンセン病資料館が肩代わりしているとみるのではなく、国立ハンセン病資料館は多磨全生園で保存されてきた図書や造物があっちはじめてそれが成りたっていると説示しなくてはならないのである。

療養所に現在ある「博物館」に相当する園内施

設には、建物であれその所蔵品であれ、それを引き継いだ前身がある事例をあげることができる。また、組織や建物といった前身がないとしても、たとえば、沖繩愛楽園交流会館は、かつての史料集編纂をとおした諸方面にわたる蓄積が同館に活かされている連携もあげられる。ひとにしても技能にしても収蔵品にしても、なにか基礎や前身があるかどうかで、園内施設のようにすはずいぶんとかわってくる。こうした「博物館」に類した園内施設の履歴や沿革を記録することもまた重要となる。

本稿冒頭でふれた国立ハンセン病資料館の2017年度春季企画展は、療養所の園内施設を「ハンセン病博物館」とよんでいた。これは博物館法にのっとった施設なのか、それとも相当施設なのか、ともかくそうよんでみたといういどなのか曖昧で、各療養所の園内施設を等し並に扱っては無理があるというものだ。園内施設がどういう役割や機能を担っているか、担い得るかは、さきにみたそれぞれの履歴によるところもあろう。

ここではべつな観点から、それぞれの園内施設の役割や機能をうかがうとしよう。みるべきは、園内施設の英語表記である。

各園のHPをみかざりてそれぞれの園内施設の英語表記は、東北新生園しんせい資料館はなし、栗生楽泉園社会交流会館なし、駿河療養所ふれあいセンターなし、長島愛生園歴史館はthe Nagashima Aisei-en Historical Museum、邑久

20) 同マップによると1939年4月に開校された「旧光明学園」は1947年に「裳掛小・中学校第三分校」となったとのこと。2018年3月9日の現地調査で「邑久光明園資料展示室」と「藻掛小・中学校第三分校」と墨書された看板がかかる建物にはまた「休館のお知らせ／この資料展示室当分の間、閉館しております」と印字された貼り紙があるとわたしたちは確認した。

21) 国立ハンセン病資料館編『ハンセン病図書館旧蔵書目録』（日本科学技術振興財団、2010年）と山下道輔（柴田隆行編）『ハンセン病図書館—歴史遺産を後世に』（社会評論社、2011年）を参照。

光明園社会交流会館なし、菊池恵楓園社会交流会館(歴史資料館)はSocial Exchange Hallとして、ついで以下の説明もあった——This hall was created in December of 2006 from a remodeled office building with the purpose of encouraging social exchange through education to eliminate prejudice and discrimination against people afflicted with Hansen's disease and to display historical information and material regarding Hansen's disease.星塚敬愛園社会交流会館はHistory Exhibition、沖縄愛楽園交流会館なし、宮古南静園人権啓発交流センター・ハンセン病歴史資料館なし。

museumにわざわざhistoricalとの形容詞をつけるかどうか、Social Exchange Hallとはずいぶん直訳にみえる、History Exhibitionは見学や観覧のみの施設をおもい浮かべてしまう、とどれも落ちつきが悪いとわたしは感じる。社会交流という役割や機能をそのまま英語にした例は、たんに単語を置き換えただけにしかみえない(試みにインターネット上で翻訳機能のweblioを使うと、社会交流の英訳としてsocial interchange, social intercourse, social interactionなどが表示された。またべつに調べるとsocial exchange theoryという専門用語があり、「社会的交換理論」とのこと)。museumやexhibitionだとこれでは社会交流の意味あいが消えてしまう(もちろん近年は博物館でも、たとえば国立東京博物館でも、「調査・研究」だけでなく「教育」として「スクールプログラム」「ボランティア活動」「インターンシップ」などの交流にかか

わる業務もおこなわれている)。簡潔に英語でいいあらわそうとすると、けっこうむつかしいと気づく。ではどうするか。

大島青松園では、園内施設の名称を社会交流会館とするとすでに決まっている。その英訳をめぐってわたしたち(同館池永禎子学芸員ほか)は、同館が、(1)いわゆるMLA連携(museum-library-archive)²²⁾を1か所において機能するようにしたい、またそうなり得る設備整備をみとおせることをふまえ、(2)納骨堂とともに記憶や記念をめぐる施設となるであろうし、またそうした希望があることをふまえ、(3)前記2点にかかわってさまざまな人びとが集まる場所となる、またそう望むことをふまえて、複数の案を考えた。

(1)多機能複合施設であることを博物館の語に代表させてOshima Museum、そうした機能を活用して学び、考える施設としてOshima Schola。

(2)米国での9/11をめぐるようす(National September 11 Memorial & Museum)をみやり、Oshima Memorials、Oshima Memorial Center、またはOshima Memorial Museum。あるいは、館の機能を附記して、Remember Oshima: Museum and Archives of the CommonsかOshima Museum and Archives: Memories of the Commons。

(3)大学内に近年、ラーニング・コモンズとよばれる施設がおかれているようす(京都大学や同志社女子大学など)をみわたして、Oshima Community Center、Oshima Commons。

さて、どの語が選ばれたかは、全面開館時に開示しよう。

22) そののち、大島青松園では館名にある社会交流の場としてのcommunityまたはcommunity centerの語をくわえて4つの機能を果たせるようところがたいの思いからC、A、L、Mの連携施設をわたしは構想している。calmはもともと「焼けるような暑さ」をあらわし、「日中の暑い時間は仕事をやめて休息することから「平静、平穩」の意に発展」したという(『ランダムハウス英和大辞典』)。相反する複数のようすがひとつの語に籠められていてハンセン病をめぐる療養所の園内施設の活動やその方針にふさわしい表現だとおもう。

ハンセン病の展示などを担う国立の2館をのぞいたそのほかの施設はすべて、ハンセン病をめぐる国立療養所内にある。そうしたなかで、たとえば旧事務本館を改装した館は園の入口ちかくの、目抜きのところ、要所といってよいところにあり、住人がいなくなった寮をつくりかえた館だと園の奥まった場所となる。どこにあらうとこれらの園内施設は、ハンセン病をめぐるあれこれにきちんと関心をもって、それらを知らう考えようとして療養所を訪れるひとたちにとっての、いわば玄関になるとよいとおもう。あくまで取っ掛かりなのだ。

本稿執筆のさなかの2018年1月に、19日付『毎日新聞』朝刊が「ハンセン病療養所」「自治会、運営難 入所者高齢化、人権擁護に影響」の見出し記事を書いた。同紙が2017年9月から10月にかけて「全13自治会と療養所を対象に、自治会運営や入所者の現状についてアンケートを実施」したところ、「奄美和光園（鹿児島県）と宮古南静園（沖縄県）が、入所者による自力運営ができなくなっていた。〔中略〕他の自治会も近い将来に運営は厳しくなる見通し」と報じた。その理由は「入所者の高齢化と減少」にあると指摘し、「元患者らの権利獲得、外部との交流など幅広い役割を担ってきた自治会の機能低下は深刻で、支援が急務だ」と報じていた（署名岩崎邦宏）。

奄美和光園のHPをみると（2018年4月22日閲覧）、その「療養生活」のページ冒頭に、「現在、入所者は25名（H30〔2018年〕.2現在）で、平均年齢85.4歳、平均在園年数50年余り」と記されている。

同HPをとおして同園の広報誌『和光』の第108号（2018年2月）からさかのぼって第96号（2015年2月）までを閲覧できる。

たとえば広報誌『和光』第105号（2017年5月）には、「ふれあい和光塾」についての記事が掲載されている。2017年4月15日開催された同塾はすでに14年めとなる催しで、「市民交流との架け橋としての役割」が「すっかり定着して」いるとのこと。このときは「新規2家族を含む計17家族、約60名が参加」した。同園でのこうした交流事業にはほかにも「毎年の鹿兒島県の企画行事として」「親子療養所訪問」があり、2017年は8月24日に開かれて「12名が参加」している（同誌第106号、2017年9月）。

同園でハンセン病市民学会が開催されたときには、「〔奄美和光園のこれからについて〕の基調報告」において、「〔地域にとって、医療・福祉等における拠点としての和光園〕や園に深い関わりを持つ「小笠原登・田中一村記念資料館」の整備や高齢者福祉施設誘致の必要性を訴えました」（ハンセン病市民学会奄美集会実行委員長福田恵信「ハンセン病市民学会を開いて」第102号、2016年9月）との記録があり、また、2016年の同園園長による年頭あいさつとして、「和光園の苦難の歴史を残す資料館（交流会館）の開設の準備作業に着手したい」（国立療養所奄美和光園園長加納達雄「今年の展望」第100号、2016年2月）との希望が発信されていたとわかる。

2016年時点での「記念資料館」や「資料館（交流会館）」の構想がその後どうなったのか、同誌も同園HPも伝えていない。在園者が25名となってしまう規模では、園内施設の運営はかなりむつか

しいだろう。

宮古南静園HPをあらためてみると(同前)、やはり広報誌が閲覧可能となっていた(第62号、2017年1月からさかのぼって第58号、2016年1月まで)。さきにみた同園園内施設のプレオープンのその後がどうなったのか、やはり同誌と同園HPからではわからない。

なお同園の「入園者数」は「70名(H28[2016年]4.1現在)」とのこと。HPの更新がなされていない。広報誌第62号掲載情報でも「H28.12.1現在」の「入所者状況」しかわからず、その数67名とのこと。

どこの療養所も在園者数の減少と高齢化によって生じる諸課題の解消に直面している。そうしたなかで在園者がみずから「社会交流」や「歴史資料」の保全を担うことはむづかしい。ますます、園と自治会と園外団体との連携が大切な事項となり、そこに学芸員がいるのであれば彼や彼女が果たす役割が重要となり、さらには当事者以外のものがかかわる範囲がひろがってゆく。そのときにもっとも重視するとよい姿勢は、わたしは、当事者ではないものが当事者になりかわってなにかをすることではない、と考える²³⁾。当事者と非当事者とのあいだにかならず生じてしまう隙間、開き、隔たり、裂け目、齟齬というべき事態をきちんと自覚し、それを手放すことなく(のりこえられたなどとかんたんにかたづけしてしまうのではなく)、ハンセン病をめぐる療養所に立ち、そこに暮らす人びとに会う自分のみずからとらえ返し、それをしかと確かめる、そうした姿勢をとるとよい。

そして展示——ここではそれを展示品なるものにかぎらずに映像も文字も音声もふくめた展示を軸とした、さきに(脚注22)わたしが書いたCALM

をとおして療養所とそこに生きてきた人びとを知り、考え、あらわそうとするとき、いまだからこそ、非当事者ならではの役割があるとみすえてそれを探り、つかみ、それを果たすこと——これが展示の刹(せつ)なのだ、とわたしはおもう。刹とは「仏塔の中心となる柱」(『精選版日本国語大辞典』)をいう。なにより大切な構えの比喩とした。

最後に、この刹にかかわって、さきにふれた「負の」云云や「ダークツーリズム」についてひとことつけくわえておこう。

「ダークツーリズム」を説くものは(脚注17)、「ダークツーリズムのスポットのことを日本ではよく“負の遺産”という言い方をしますが、英語ではあまり使われない概念です。Heritage(遺産)には、もともとネガティブ、ポジティブ両面の意味があるんです。だから、たとえば外国人に広島原爆ドームを“負の遺産”として紹介しようとして「Negative Heritage」と言ってしまうとキョトンとされます」とも指摘する。それならば「ダーク」の語も使わなければよいとおもうのだが、それはおくと、「ダーク」の語を使うとはいえ「ダークツーリズムは地域の闇を暴くことではない。その社会の悲劇の記憶を後世に残すとともに、影から対象に接近することで多面的な理解が可能になるという意義を認める人たちが増え始めたんです」(前掲井出「「彼の地」を訪れる理由／ダークツーリズムとは」といいたいわけだ。これもまた、では、形(「影」の反対語のよう)や光(「闇」の反対語)からも「対象に接近することで多面的な理解が可能になる」とわたしは感じるのだが、それもおくとしよう。こうした議論からすれば、さきにわたしが用いた債務や負債の語も「キョトンとされ」る恐れがある(だれに?なのかはおくと)

「債」の語には、「負目」や「借り」の意味があ

23) この論点については、前掲阿部「「具体的なイメージにふれるこの機会を、実際に各館を訪れてみるきっかけに」という企画」を参照。

げられる(『新漢語林』)。ハンセン病をめぐる隔離予防体制をささえた予防法は廃止された。それが機能していたすくなくとも1909年から1996年までのハンセン病をめぐる事態に、いま現在を生きるわたしたちやその後生まれたものたちは、じかに、なにかしらの責務や義務を負う必要はないかもしれない。だが、いまもなお療養所に千をこえる人びとが暮らし、そのことについての考えがきちんとさだまっていない、それについての応答は現在を生きるわたしたちが負わなくてはならない。過去を歴史化したうえでいま提示し、そうした現在を未来へと送り継いでゆくそれが整っていないようすを、さきにわたしは歴史不全と書いた。heritageに正も負もなく、あるいは「ネガティブ、ポジティブ両面の意味がある」というのであれば²⁴⁾、ことさらに遺産などといわずに、継承するもの、継承すべきもの——そこに思索の的をしぼって対象を考え理解するといえよだけのことでもある。それはまた、歴史を考え理解することにほかならない。ものめずらしそうな「ダークツーリズム」などといわずとも、また特定の時期から使われ始めたとみえる「負の」云々ともいわずに、歴史を考える、という構えで充分なのだ。

ハンセン病をめぐる療養所とそこに生きてきた人びとを、その歴史において考える。そのときに必要な手立てはどうなっているのか、どのように整える可能性があるのか、そしてそれをどのように表現して、伝えてゆくのか——これこそ、歴史において考える、という構えである。

【附記】

本稿は、①2017年度科学研究費助成事業基盤研究(B)(一般)「近現代日本における病者・療

養者の生」(研究代表者一橋大学大学院社会学研究科石居人也)、②同年度滋賀大学環境総合研究センタープロジェクト研究「療養所環境を交^まざる」(代表者阿部安成)、③同年度滋賀大学経済学部学術後援基金研究テーマ「ハンセン病療養所の表象をめぐる実践と考究」(申請者阿部安成)による成果のひとつである。(2017年11月8日執筆開始)

24)ただ「valued objects and qualities such as historic buildings and cultural traditions that have been passed down from previous generations」(ODE)という語意がheritageに依然としてあるならばそれはどちらかという「ポジティブ」な意味ではないのか。もちろんこのvaluedをどう考えるかにかかわるところがあるのだが。